

令和 6 年 1 2 月 3 日

令和 6 年第 4 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

令和6年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和6年12月3日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0 名

欠 員 0 名

傍 聴 11 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求められた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼総務課長	南 大 介
副 町 長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓 哉
副 町 長 上田 隆	しあわせ創造部総括理事	辻 里 光 則
教 育 長 古橋 重和	しあわせ創造部理事 (地域福祉・保険年金担当)	松 本 啓 子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川 井 理 香
総 務 部 長 会 計 管 理 者 西 啓 介	兼保健センター所長 都市整備部理事 (土木担当)	小 坂 雅 彦
財政改革部長 内山 弘幸	兼土木課長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信 行

しあわせ創造部長	松 井 清 幸	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉 田 一 誠
都市整備部長	奥 和 平	下水道事業理事	奥 田 敏 幸
教育次長兼指導課長	松 井 文 代	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当)	岩 田 圭 介
まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣 田 尚 司	兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	
まちづくり戦略室 企画施策推進監	寺 田 武 司	しあわせ創造部理事 (地域福祉・高齢福祉関東)	中 田 美 和
まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満		
まちづくり戦略室 危機管理監	寺 田 晃 久		
兼危機管理担当課長			

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	増 田 明	議会事務局係長	池 田 雄 哉
--------	-------	---------	---------

○会 期

令和6年12月3日から12月24日（22日）

○会議録署名議員

8番 谷 地 泰 平	9番 谷 崎 整 史
------------	------------

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、10時00分です。

本日の出席議員は12名、出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

8番 谷地泰平君、9番 谷崎整史君、以上の2名の方をお願いします。

○竹原伸晃議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月3日から12月24日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月3日から12月24日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和6年第4回定例会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日定例会には、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

師走を迎え、本年も残すところわずかとなってまいりました。本年は、物価高騰などにより社会経済情勢が変化し、私たちの日常生活にも大きな影響があった年であります。そのような中、特に家計への影響が大きい子育て世帯への支援策として、小学校給食費の完全無償化の実施や、

0歳から2歳児の第1子課税世帯の保育料について利用者負担額を半減するなど、厳しい生活環境に置かれている住民の皆様を支援することを最優先に考え、取り組んでまいりました。加えて、町の将来を見据えたまちづくり施策にも取り組んでまいりました。

深日洲本航路につきましては、今年はこれまで運航実績のなかった春季の3月14日から運航を開始し、11月4日までの運航を無事に終了することができました。この間、土曜・日曜・祝日の運航ではありましたが、合計1万1,426人、うち自転車919台、1日当たり乗船者数では約154.4人と昨年度記録した過去最高の乗船者数と同程度のたくさんの方に乗船いただきました。来年令和7年は大阪関西万博も開催予定であり、海上交通を活用した広域観光の推進に対し、大きな期待を寄せられているところでありますので、今後の取組についても引き続き検討を進めてまいります。

さて、現在、国において少子化対策や地方創生のさらなる推進に関する施策、地域デジタル化に関する施策、国土強靱化に関する施策など、自治体を運営及び住民生活に関わる様々な施策が議論されております。私も、先日開催された全国町村会の会議において、国が推進する自治体情報システムの標準準拠システムへの移行に伴い、自治体に負担が生じないよう強く要望を行ってまいりました。議会の皆様におかれましても、要望活動等において引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案を申し上げます議案につきましては、令和6年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてなど専決処分の承認についてが2件、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてなど補正予算についてが4件、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定についてなど事件案件が3件、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてが1件、公告式条例の一部改正についてなど条例の一部改正については3件、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてなど人事案件が2件以上、以上、議案15件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 町長の挨拶が終わりました。

○竹原伸晃議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。なお、登壇者につきましては、発言が聞き取りにくいとのご意見がありますので、マスクを外した上で発言することといたします。皆様のご協力をよ

ろしくお願いいたします。

初めに、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきました瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本年3月議会にて、早川議員より一般質問されました孝子地区の公共交通費について、へき地児童生徒援助費補助金を活用した通学補助は実施できないかという質問でございました。それに対して、当時の教育委員会次長より「学校統廃合に伴った孝子地区の児童を対象としますが、町に対し補助するものであり、個人負担に対する軽減措置ではないというご答弁でございました。しかし、今後、教育委員会といたしましては、この制度活用の是非、また電車バスを利用される生徒児童への補助の在り方など調査研究を進めてまいります。」というご答弁をいただいております。

そこで、最初の質問でございますが、その後の調査研究は進んでいるのでしょうか。また、通学補助は、本当に実施できないものなのでしょうか。ご答弁、よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

令和6年3月議会での早川議員からのご質問で、遠距離通学費等の国庫補助金の活用の是非、また電車・公共バスで利用される生徒児童の補助の在り方について調査研究を進めることを答弁したところでございます。

現在、本件に関しましては、調査を進めている段階であり、遠距離通学費等の国庫補助金は、以前にもお伝えさせていただきましたが、補助期間も限定されており、制度の活用については、いくつかの課題があると考えます。この制度を活用して孝子地区から通学している児童生徒に対し、電車通学の補助を行うことは、みさき公園から淡輪小学校に通う児童との間で不平等が起こることが考えられ、遠距離通学費等の国庫補助金以外で補助制度がないか、実態調査、情報収集に努めているところでございます。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。それでは、補助金が見つからないということでございます。へき地児童生徒援助費補助金が見つからないと、活用できないということでございますので、それでは、財政厳しい折、こういうことを言うのも気が引けるのですが、町からの補助により、

孝子地区に対して、またみさき公園から乗車される児童、それから淡輪駅から乗車される、主に中学生、淡輪駅からみさき公園まで乗車される中学生に対して、町から通学補助は実施できないものでしょうか。ご答弁、よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

現在、公共交通機関を利用して通学をしている児童生徒は、淡輪小学校区では、孝子駅から淡輪駅まで9名、みさき公園駅から淡輪駅まで71名の児童が利用しております。岬中学校区では、孝子駅からみさき公園駅まで1名、淡輪駅からみさき公園駅までの6名の生徒に学割証明を発行しております。また、電車以外でもコミュニティバスを利用している生徒も80名程度います。

今年度から就学援助費において対象となる児童生徒の保護者に対し、通学費の支給を実施したところでございます。

就学援助制度の対象外となるご家庭への公共交通費の通学補助を実施する場合、かなりの財源が必要となります。

本町におきましては、限られた財源の中で、小学校給食費無償化や教育環境の整備等にも対応しているところであります。公共交通費の通学補助を独自に実施することは慎重に判断する必要があり、引き続き補助制度の情報収集などの調査研究を行い、今後、これらの調査結果を基に、公共交通費、通学補助の課題について検討を深めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 検討を深めるというお答えを頂戴いたしましたが、なかなか難しいようでございますね。この問題はまた引き続き、この先も継続して、またお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に進みたいと思います。

2番目に、これも昨年令和5年12月議会にて私が聞いたことですが、第4次岬町集中改革プランの方向性についてお伺いしております。当時は、まだ空白の部分も多く、全体像が見えてこないような状態でした。そこで、1年が経過し、第4次集中改革プランの方向性が見えてきているのか、また、どのような方向性にあるのか、質問させていただきます。よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁させていただきます。

現在、財政改革部におきましては、新たな行財政改革計画であります第4次集中改革プランの

策定を進めているところであり、昨年9月の全員協議会におきましては、今後の財政状況等の未定稿部分を含めました素案をご説明させていただきました。

従前の第3次集中改革プランにつきましては、計画期間が令和2年度までとなっておりましたが、本プランへの取組による改革効果額につきましては、目標を上回る効果額を捻出することができ、プランに掲げられました二つの基本目標であります中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立と財政構造の弾力性の回復につきましては、共に目標をおおむね達成することができたと考えております。また、これまでの第1次集中改革プランから第3次集中改革プランまでの3回にわたる行財政改革の取組成果によりまして、令和3年度には住民の皆様の負担が長期に及んでおりました固定資産税の超過課税を撤廃することができました。しかしながら、学識経験者を初め、様々な分野の委員から構成されております行財政改革懇談会からは、今後の行財政改革の取組につきまして、健全な財政運営のために少子高齢化や公共施設の老朽化に伴う影響など社会経済の変化に適切に対応し、加えて第5次総合計画におけます実施計画の財政的裏づけとして、持続可能で安定した財政基盤や組織の構築を目指し、新たな行財政集中改革計画を策定する必要があるとの答申を受け、第4次集中改革プランの策定を進めているものでございます。

第4次集中改革プランにつきましては、昨年の9月の全員協議会でご説明させていただきましたとおり、計画期間を令和6年度から令和10年度までの計画としております。基本目標につきましては、前プランから引き続き中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立と財政構造の弾力性の回復の二つを掲げており、町の価値を高める施策を推進しながら、中長期的な財政収支バランスの確保と経常収支比率の改善を目指しております。

現在の第4次集中改革プランの策定状況につきましては、さきの素案では未定稿となっておりましたが今後の財政収支見込みや行財政改革項目等の調整をはじめとした策定作業を財政改革部で行っているところです。

今回の策定につきましては、財政改革部だけでなく、それぞれの事務事業担当課から幅広く意見を求め、町長を本部長とする行財政改革本部会議におきまして、慎重に検討、協議を行っておりますので、第4次集中改革プランの案が策定でき次第、改めて議会議員の皆様にはご説明させていただきますと考えております。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 大変、楽しみにお待ちしております。策定でき次第、我々議会議員に説明していただけるとのことでございます。財政だけではなく、岬町全体に関わることだと認識しておりますので、どうか、急ぐ、急がないの問題ではなく、確実にこれを進めていただくことを希望いた

します。いずれにいたしましても、議会への説明をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、庁舎のバリアフリーについてでございます。この問題は、平成29年、田島乾正議員が高齢者、障害者に対するバリアフリー化という質問をされておられます。それ以来、バリアフリー化について、一般質問が、関係しているものはございますが、直接、一般質問をされていませんでした。

そこで、現在の庁舎のバリアフリーの現状はいかがなものか、ご答弁よろしく願います。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事兼総務課長 お答えします。

庁舎のバリアフリー化は、全ての人が平等にアクセスできる環境を整えるため、重要であると認識しております。

バリアフリー化の具体的な対策といたしましては、エレベーター、スロープ、手すりの設置や広い通路と出入口、車椅子の方でも利用しやすいトイレや駐車場のバリアフリー化など、これらの対策を講じることで、全ての住民の皆様が庁舎を利用しやすくなることで、住民サービスの向上につながるかと考えております。

現在の岬町庁舎におけるバリアフリー化の現状といたしましては、1階につきましては、スロープの設置や手すりの設置、広い通路と出入口、車椅子の方でも乗り降りしやすい駐車場のバリアフリー化については対応できておりますが、エレベーターの設置やトイレのバリアフリー化については対応できていないのが現状でございます。特にエレベーターの設置につきましては、庁舎の耐震性能にも大きく影響を及ぼすことから、庁舎内へのエレベーターの設置については、困難な課題であると考えております。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。

庁舎の耐震性能にも大きな影響を及ぼすことから、庁舎内へのエレベーターの設置等については、困難な課題であるとお考えであるとのことでございました。

それでは、これまでのバリアフリー化の検討状況に、外付けのエレベーターというような可能性はいかがなものでしょうか、特に庁舎の老朽化に関しましては、我々も日頃より非常に感慨深いものと言おうか、なかなか難しいものがあるというのはお伺いしていますが、そういう老朽化であるがゆえに、外付けのエレベーターへの可能性はいかがなものなのでしょうか。ご答弁よろ

しく願います。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事兼総務課長 お答えします。

これまでの庁舎のバリアフリー化の検討状況につきましては、トイレのバリアフリー化や外付けエレベーターの設置について検討を行ってきましたところであり、いずれも改修に多額の費用を伴うことから、町の財政事情を見ながら、実施時期について検討を行っているところでございます。

トイレのバリアフリー化につきましては、概算費用として約900万円程度の費用が見込まれており、バリアフリー化されたトイレの設置は、庁舎を利用される方には必要であると考えておりますので、厳しい財政状況の中ではございますが、財政状況を考慮しながら、設置に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、役場庁舎へのエレベーターの設置につきましては、先ほど申しましたとおり、庁舎の耐震性により庁舎内への設置は困難であることから、庁舎外への設置の可能性について、これまで検討したところでございます。そのところ、概算費用としまして約1億円程度、費用がかかる見込みでございます。厳しい財政状況の中で、建築基準法上の制約もございますが、事業の実現に向けて、引き続き検討を行ってまいります。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございました。

概算費用1億円でございますか。大変厳しい財政状況の中で、1億円というのは非常に難しい金額であるというのは十分認識しております。ただ、事実、この議場へ上がってくるのに、皆さん、よくご存じでしょうが、庁舎の1階というのは、実際、1.5階なんですよ。半階上がって、そこが1階で、そこから3階上がって、我々の議会事務局がございまして。よくご存じだと思いますが、そこから、まだ1階上がらないと傍聴席に行けない。要するに、議会を見ていただくことができないというのは、議会へお越しく下さい、どうか皆さん、議会へということを申している立場からとしたり、非常に心苦しいものがございまして。

財政が厳しい状況は非常に理解しておりますが、事業の実現に向けて、引き続き検討をお願いしていくというお言葉も頂戴しておりますので、どうかその方向に向かって、たゆまぬ努力をお願い申し上げます。

それと、庁舎のバリアフリー化に向けて、いろんな検討をされているようでございますので、どうかそれが実現できますように、皆様のご尽力を頂戴するということで、私の一般質問を終わ

らせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

次に、大里武智君。

○大里武智議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。大里武智です。

昨年10月に行われた南海多奈川線の減便を受けて、コミュニティバスの役割とその重要性、多奈川線減便をどれだけ補完できるのかを含めたダイヤ改正に向けて、今年の3月の議会において質問させていただきました。今回は、そのダイヤ改正について、確認の意味を含めて、改めて質問させていただきます。

まず初めに、ダイヤ改正以前の昨年と改正後の今年の4月以降の乗車数について確認させていただきたいと思います。基本路線、淡輪望海坂から多奈川小島間、そのほかの乗継支線についてお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

令和6年4月から10月までの乗車人数は、基本路線6万4,393人、乗継支線7,843人の合計7万2,236人となっております。前年の同時期と比較しますと、基本路線では5,447人減少し、乗継支線では19人増加しております。

基本路線の乗車人数の前年度比較で令和6年度が大きく減少しておりますが、令和2年度から令和4年までの3か年は、コロナウイルス感染症の影響によりバスの乗車人数が減少しておりましたが、令和5年5月にコロナウイルス感染症が5類に移行したことや、10月から多奈川線の減便の影響から、令和5年度で乗車人数が大きく増加したものと考えております。

令和6年度では、7月から9月に熱中症警戒アラートが連日発表されるなど、猛暑による出控えや雨天の日が例年に比べ少なかったことなどから、通勤・通学の利用者が減少したと考えられます。これらのことから、令和5年度と大きな差が生じたものと考えております。

乗継支線の前年度比較につきましては、令和5年度は西畑、東畑、孝子、みさき公園、淡輪、道の駅の6ルートにより運行しておりましたが、令和6年度はみさき公園、淡輪、道の駅ルートを1ルートに統合し、西畑、東畑、孝子を1ルートに統合し、2ルートで運行しております。この2ルートで前年度との比較を行いました。みさき公園、淡輪ルートでは92人の減少、多奈川、孝子ルートでは111人の増加となっております。乗継支線の多奈川、孝子方面をみさき公園駅まで延伸したことにより、乗継支線の乗車人数が増加したものと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

今年の4月から10月にコミュニティバスを利用された方が、基本路線において5,447人の減少、乗継支線においては19人の微増ということですが、夏の猛暑を含む天候の影響のほか、やはりダイヤ改正の影響も考えられると思います。

そこで、基本路線において、乗り降りの中心となる南海本線みさき公園駅のコミュニティバスの発着時刻について、どのように決めているか、お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

基本路線におけるみさき公園駅の発着時間につきましては、通勤・通学や外出される方などが利用しやすいよう、始発から午後4時台の小島発及び望海坂発のみさき公園と駅到着時間をおおむねみさき公園駅発なんば行き特急電車の発車時間に合わせようとしております。また、みさき公園駅発の小島及び望海坂行きの午後5時台から最終便までは、帰宅する方が利用しやすいよう、和歌山市行きの特急電車がみさき公園駅に到着する時間に合わせようとしております。基本的には先述したとおりでございますが、全ての便を特急電車や急行電車の発着時間に合わせることはできない現状です。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 基本路線においては、利用が多い特急サザンに合わせて、みさき公園駅において発着するように時刻表を作成されているとのこと。もちろん、全ての便に合わせることは難しいと思います。しかし、コミュニティバスの時刻表と南海本線のみさき公園駅の時刻表を重ねてみますと、もう少し何とかならないのかと思う部分があるように思います。朝の通勤・通学時間などは特に、コミュニティバスがみさき公園駅に到着すると、目の前で急行電車が発車するという住民さんの声もあります。朝の貴重な時間、もう少し利用しやすい、有効利用できるよう、次回の改正ではご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、乗継支線についてお尋ねします。

4月のダイヤ改正では、支線の統合が行われていますが、利用されている住民の皆さんから苦情や要望は届いていますでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

これまで、コミュニティバス全体に対する苦情、要望では、便数の増加、電車とバスの接続改善、運行時間帯の拡大など、バス運行に関連したものや、バス停に屋根やベンチを設置してほし

い、マイクロバスは乗りにくいなど、バス停や車両に関する要望、苦情がございました。また、バスの運転手が挨拶しない、スピードを出し過ぎる、発車時刻前にバスが出発したなど、運転手のマナーや運転に関するご指摘もいただいております。

乗継支線に対する苦情、要望等につきましては、令和6年4月から東畑から西畑へのルートを接続したことにより乗車時間が長くなったこと、また、多奈川、孝子方面をみさき公園駅まで延伸したことにより本数が減少し、利用したい時間帯にバスがない、時間帯が限られるなど、改善の要望をいただいております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 利用したい時間帯にコミュニティバスがないなどの改善要望が届いているのですが、毎日、コミュニティバスの支線を通勤・通学に使われている方もおられるようです。いきいきパークに誘致された企業で働いている方も利用されているようです。通勤時間等も考慮して、検討ください。

それから、今回の支線の統合において、みさき公園から多奈川の東畑、西畑方面へのルートが孝子方面と統合され、孝子方面を経由して多奈川、東畑、西畑へ行く形になっております。みさき公園駅を出発して、孝子、オークワ前を通って東畑、西畑、そして谷川西、一番遠いところですよ。集会所までの所要時間はどれくらいかかるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

みさき公園駅から西集会所への所要時間は1時間13分でございます。これは、みさき公園駅を出発し、東畑から西畑を経由して西集会所へ向かうため、乗車時間が長くなっております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 このルートの統合により、目的地までの所要時間が大幅に増加していることも確かです。先ほども発言させていただきましたが、いきいきパークで働く人が仕事終わりにみさき公園まで乗ろうとした場合、1時間以上かかってしまいます。多奈川線の減便を補完するように4月にダイヤ改正されましたが、このような現状、課題を踏まえ、今後、改めてダイヤ改正検討、今後のコミュニティバスの在り方について、どのようにお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

昨年10月21日から南海多奈川線が午前9時台から午後4時台まで運行便数が1時間に1本となったことから、令和6年4月に基本路線及び乗継支線の運行ダイヤを改正しております。こ

れに伴い、多奈川線の運行時間を補完する目的で、乗継支線をみさき公園駅まで延伸することとし、各支線の既存の運行本数を維持するため、ループ状に路線を変更し、併せてダイヤ改正を行ったものです。このことにより、運行ルート及び乗車時間が長くなり、改善してほしいとのお声を頂いておりますが、みさき公園駅まで乗り換えなしに行けるので助かっているとお声も頂いております。

バスの運行環境が変化する中、利用者の声をできるだけ反映し、運行区域の拡大など、できる限りの改善を図ってまいりました。近年、バスやタクシーの路線廃止地域や市内からの遠隔地域の対策として、乗合タクシーやデマンドタクシーに代表される、利用したい人に特化した交通手段の試験運行を実施する団体が増加しております。

本町では、高齢化がさらに進展する状況から、バス需要も今後ますます高まるものと考えております。コミュニティバスが住民生活の移動手段として定着してきている状況から、バスを利用して買物や外出される方が増加し、まちの活性化につながるよう、新たな交通手段も調査研究しながら、路線の変更やダイヤ改正などを検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

過疎化と高齢化が進む岬町において、コミュニティバスを含む公共交通は不可欠です。町民の方々を初め、岬町を訪れた方々が快適に、少しでもストレスなく移動できるコミュニティバスの運用の検討をお願いいたします。

また、現在行われている岬町コミュニティバスに関するアンケート、住民の方々のご意見・ご要望をしっかりと確認の上、利便性の向上と持続可能な公共交通になるようにご検討をお願いします。

また、デマンドバス、デマンド交通も含めて検討する時期に来ているかもしれません。しかし、デマンド交通を考える場合、高齢化が進む本町において、利用には予約の手間や個人情報の登録、町外から来られた方、非居住者であっても利用したい人を排除したり、不便をおかけしたりする可能性もあります。子どもから高齢者の方々に手間なく乗りやすい形の公共交通の検討、コミュニティバスと継続する形でデマンド交通の設定等を検討の上、公共交通空白地域がないようご検討をお願いします。

また、基本路線と乗継路線の接続についても、スムーズな乗継ぎやハブ的な役割を果たす乗継ぎ場所を考え、それこそ、そこに地域のコミュニティの一部となるような待合所の設定も考えて欲しいと思います。

続きまして、これも今回の3月議会で質問させていただきました。野良猫を含むペットによる生活環境被害とその対策について質問させていただきたいと思います。

住民の方々と犬や猫などのペットが住みやすい町・社会であるべきだと思いますが、岬町において、犬や猫に対する苦情等は役場のほうに届いているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

本町に寄せられる犬や猫に関する苦情の多くは、野良猫にえさをやっている、敷地に入ってきてふん尿をする、空き家に猫が住み着いているなどの野良猫に関する苦情が大部分を占めております。また、苦情の件数は少ないですが、飼犬に対する苦情や多頭飼育による苦情もあります。

苦情内容につきましては、飼犬の散歩時のふんの処理や、リードなしで散歩をさせている、また多頭飼育による鳴き声や悪臭などの苦情が寄せられております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 では、まず野良猫へのえさやり、ふんや尿の苦情についてですが、岬町では、令和4年11月からさくらねこ無料不妊手術事業を実施して、野良猫の減少に努めておられます。しかし、野良猫の減少と、その猫による苦情の減少には至っていないように思います。

さくらねこ無料不妊手術に連れて行こうと思っても、補助してもらえるチケットが使える動物病院が近くないとの声も聞きます。岬町周辺で、さくらねこ無料不妊手術のチケットが利用できる動物病院については把握しておられますでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

どうぶつ基金に協力している岬町から一番近い病院は、熊取町の「ねこリパほごねこクリニック」となります。動物基金に協力している動物病院の病院数が少ないことや、病院が岬町から遠いので交通費がかかるなど、利用しにくいといったご意見も聞いておりますので、近隣の動物病院には、会議の場におきまして、協力病院となっただけのよう、お願いをしております。また、どうぶつ基金に協力病院を増やしていただくよう、引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 このように、さくらねこ無料不妊手術のチケットが使いにくい現状を踏まえ、貝塚市や熊取町で実施しているような町単独での不妊手術に対する補助金や、そのほかの対応は何か検討されているのでしょうか。

また、3月にも質問させていただきましたが、野良猫、所有者不明猫の住民への苦情が減るよう、住民の皆様の協力の下、人と猫が快適に暮らせるまちになるようにルール作りはどのようになっているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

最初に、補助金のことについて答弁させていただきます。

他の自治体におきましては、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）の創設前において、町単独で補助している団体があるのは把握しております。

本町におきましては、財政状況等を鑑み、町単独での実施は難しいと考えるので、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）をより一層利用していただけるよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。補助金の実施は難しいですが、ボランティア団体の皆さまから捕獲檻の貸出の要望がありますので、捕獲檻の貸出について、現在、準備を進めているところです。

もう1点目のルール作りにつきまして、ご答弁させていただきます。

所有者不明猫による様々な生活環境被害が減っていくことが期待できる取組やルール作りについて、令和6年3月定例会において大里議員から一般質問をいただき、先進自治体の調査研究を行っているところです。先進事例が本町の実情に適しているのか、また、住民、ボランティア、行政が三者協働で行う地域猫対策の役割分担などについて課題が多く、苦慮しているところです。

地域猫のルール作りを進めるためには、住民の皆さまの理解とご協力が不可欠であり、まずは住民の皆さまに地域猫についての意義やさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）についての啓発活動が重要であると考え、広報等で推進してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 続いて、先ほど犬の多頭飼いについて、鳴き声や悪臭の苦情が届いてはありますが、このような犬の多頭飼いの苦情に対する指導及び対策はどのようになっているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

犬・猫多頭飼育につきましては、大阪府では、動物の愛護及び管理に関する条例が改正され、犬及び猫を合わせて10頭以上飼われている方は、平成26年7月から大阪府へ届出が義務付けられております。多頭飼育に係る苦情がありましたら、大阪府に通報し、大阪府が対応を行うこ

となります。また、指導及び対策につきましても、大阪府に権限がありますので、大阪府が指導及び対策を行うこととなりますが、大阪府と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

犬の多頭飼いによる問題は、その近隣住民にとっては大変な問題です。猫と同様に、犬も不妊手術を行わずに頭数がどんどん増加して多頭飼いになっている現状だと思います。大阪府や動物愛護団体とも協力の上、現在も対応していただいていると思いますが、できるだけ迅速な対応をお願いします。

野良猫や多頭飼いの犬が多くなれば、近隣住民とのトラブルも起きやすくなります。個人で地域猫のお世話やTNRを行っている人が地域の理解を得られずに孤立しているという話を聞くことがあります。そういう方を救うためにも、ルール作り、仕組み作りをお願いします。

官民協働の野良猫対策、ペットの責任ある飼い方で生活環境被害を減らし、安心、快適に暮らせるまちづくりと一緒に考えていきたいと思っています。

最後に、小学校、中学校の学校図書館の在り方について質問させていただきます。

小学校、中学校にある図書室はどのように、現在、使用・活用されているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えいたします。

学校図書館法で、学校図書館は学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的とした設備と定められており、学習指導要領においても、指導計画の作成等に当たって、配慮すべき事項として学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとされております。

本町立小学校では、図書の時間を各クラスの時間割に位置付け、授業として各クラス週1時間割り当てております。図書の時間では、国語で学んだことを確かめ、教科書の題材の資料収集、また学校の図書室の使い方や情報の探し方、資料の使い方などを学習しており、ほかの教科でも生活科や理科、社会での総合的な学習で調べ学習やまとめ学習で利用しております。休憩時間には学校の図書室を開放し、本の貸出や図書室で読書の時間を楽しむ児童の居場所となっております。そのほかにも、学校図書司書や図書担当教員による多岐にわたる取組を企画し、子どもたちの読書意欲を高めてくれております。

中学校では、学校の図書室、通称ラーニングセンターにおいて、授業の一環であるスペシャル国語が各クラス週1時間設けられております。スペシャル国語では、国語の教諭が一つのテーマ

を決め、タブレットと図書を併用し、調べ学習やワークショップなどを行っております。また、自分が面白い本を持ち寄って順番に紹介し、それぞれの発表についてディスカッションを行い、一番読みたくなった本を投票で決めるといったビブリオバトルを授業に取り入れており、話す力、聞く力、質問力が身につきます。ほかにも技術の授業で、調べ学習などで利用しております。また、休憩時間や放課後、バスの待ち時間などを利用し、生徒たちは宿題や読書の時間を楽しんでいます。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

文部科学省も、学校図書館の機能、役割として、今、松井次長がおっしゃられた読書活動や学習活動として活用できるようにすることとなっています。

本日の読売新聞に、全国学校図書館協議会が今年の6月に実施された調査が掲載されていました。その中に、学校図書館の活用に関する研修に、学校として特に取り組んでいない割合は、小学校50%、中学校55.5%に上り、半数以上が研修を行っていないという結果になっています。

本町では、読書意欲を高める対策や話す力、聞く力、質問力を身につけるために授業を行っていますが、近年はその他の機能として、学校の中、地域の中で多様な機能を求められています。その中の一つとして、子どもたちがいきいきとした学校生活が送れるようにするため、また子どものストレスの高まりや生徒指導上の諸問題への対応の観点から、学校内に心の居場所としての機能を充実させていくことが大きく期待されるようになっていきます。

このような中、学校図書館についても、そうした心の居場所としての機能を充実させていくことが大きく期待されています。

岬町において、心の居場所としての図書館の可能性はどのようにお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えいたします。

学校の図書室以外の利用としては、学習支援なども考えられますが、図書の時間との兼ね合いがあるので、安心して過ごせる場所として位置付けるには難しいと考えます。また、校内適応教室として利用することは非常に難しく、いくつかの点で慎重に検討する必要があります。

適応教室は、個々の特性に応じた支援を必要とする子どもたちに対して個別支援を行う場です。現在では、淡輪小学校が別で校内適応教室を設置しており、深日小学校、多奈川小学校は空き教室などを利用し、個別支援を行っております。

学校の図書室をそのような環境に適応させるには、図書室の物理的なスペースや役割、そして学習活動の特性に合わせた調整が必要となってきます。現在での本町立小・中学校の学校の図書室では、校内適応教室として利用するのは適合しない状況であります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 そして、もう一つが地域の中の学校図書館です。地域社会において、児童生徒が放課後などに安全・安心に過ごせる場所として、地域住民が自由に学校図書館を訪れ、図書資料の利用や貸出ができる場所としての活用です。コミュニティスクールとして、地域とともにある学校づくりを推進する仕組みづくりの中で、このような取組について、可能性をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えいたします。

学校の図書室を地域開放することは、地域住民の学習機会を拡大し、学校と地域社会が連携する重要な取組と認識しております。

現在では、深日小学校が併設している保育所の児童に、学校の図書室で絵本などに触れてもらう取組を進めているところでございます。

冒頭でもお伝えさせていただきましたが、学校図書館は学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的としているため、児童生徒の学習活動や読書活動が優先的になってきます。地域住民への開放となると、教職員の負担の増加、管理体制の確立、安全管理、施設や蔵書の維持、地域住民との調整など、また予算確保も必要となってきます。これ以外にも、検討課題があると考えます。

学校の図書室をコミュニティスクールの一環として地域に開放することは、学校と地域が共に成長する大きな可能性があると考えますが、地域開放を実現するに当たっては、学校関係者の理解と協力は不可欠であるため、学校と十分に協議をし、検討したいと考えます。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。学校図書館の地域開放については、その実施に当たり、児童生徒の本来の利用を妨げないための配慮や子どもの安全対策は必要です。しかし、適切な運用によっては、読書を通じた異年齢の子ども同士の交流や大人との交流を促進できるなど、子どもの読書活動を充実させる上で、効果も大いに期待できると思います。地域コミュニティの充実もまた期待できると思います。

今現在の状況では、すぐに子どもたちの居場所や地域開放は難しいと思いますが、学校が苦手

な子ども、教室に入りにくい子どもたちのためにも、子どもたちの下駄箱のすぐの場所、1階へ図書館の移設等も含めて検討できないでしょうか。そうすることによって、放課後の安心・安全な居場所として、読書活動の推進や地域開放の可能性も出てくるのではないのでしょうか。

もちろん、このような取組を進める上で、町や教育委員会による条件整備やソフト面、ハード面での支援は不可欠ですが、文部科学省も2025年度、不登校小中学生に向け、校内の学習環境を整備する市町村の支援を強化するとされています。空き教室を活用し、学校やクラスに入りづらい子どもの居場所を確保し、不登校の未然防止や不登校児童の登校のきっかけになる場所とともに、地域コミュニティの地域の方々が孤独にならないように、気軽に訪れることができるコミュニティとしての活用の検討をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○竹原伸晃議長 大里武智君の質問が終わりました。

次に、出口 実君。

○出口 実議員 ただいまご指名をいただきました出口 実でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問事項は、学校給食についてであります。

昨今、気候変動、異常気象により米・野菜の不作が続き、平成の米騒動に続き、令和の米騒動とマスコミの紙面をにぎわせ、大々的に報道されております。この野菜の原料確保に、各市町村の担当部局は大変なご苦勞をされております。

成長期における児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することが重要であると考えております。食事を提供したりすることは、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、高い教育効果があると考えております。そこで、子どもたちに安心・安全で充実した学校給食の栄養面での充実と、食育の取組についてお伺いいたします。

質問の要旨は、1、学校給食の充実と食育の取組について。2、給食の質を落とすことなく、栄養バランスのとれた給食を子どもたちに提供できているのか。3、有機米の原料調達、金芽米の導入について。4、休耕田、遊休地の利用促進、契約農家の構築について、4項目を質問いたします。

質問に入る前に、2市1町の給食原料米の調達内容についてお話をいたしたいと思います。

まず、泉大津市では、南出市長が就任当初から近い将来、食糧難の時代は必ず来るであろうと市長自ら率先して学校給食の食材、特に米の確保に尽力され、市独自で全国各地で有機米を調達、契約され、年間使用量を確保されております。購入先は、和歌山県、滋賀県、熊本県、長野県、高知県等々、生産地から有機米として市場に流通しているものや、化学農薬や化学肥料の使用を

通常より極力抑えた原料米玄米を購入しております。有機米玄米を購入し、大手搗精工場と連携しながら、金芽米に搗精し、学校給食に導入をしております。泉大津市のように、全国各地に調達先を広げている取組は、ほかにはございません。

また、田尻町では、住民一人一人が健康になれるまちづくりを協働で推進するべく、金芽米に加工した精米を学校給食に提供しております。学校給食に使用される玄米、原料米は田尻町産米で、地産地消を行っております。年間使用量の不足原料米玄米は、大阪府下産米をＪＡから購入し、大手搗精工場に委託し、金芽米として炊飯をしております。

また、貝塚市では、原料米玄米の調達は貝塚米穀小売商業組合が請負、大手搗精工場にて搗精しております。使用原料米玄米は、長野県のコシヒカリを使っておられます。

では、質問に入りますので、回答のほど、よろしくお願いいたします。

子どもたちに安心して充実した学校給食の提供の観点から、学校給食の栄養面での充実と食育の取組について伺いをいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達や食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。学校給食センターは、安全・安心でおいしく、魅力ある給食提供と学校における食育の推進を目指しております。

本町での学校給食での食育は、栄養教諭を中心に、地産地消の推進、旬の食材を使った給食の提供、行事食、新しい献立の取り入れに取り組んでおります。

地産地消の推進といたしましては、岬町産、泉州産、大阪府産のものをできるだけ多く使用するようにしており、旬の食材を使った給食の提供は、給食を通じて季節を感じられるような食材を使用し、献立を作成しております。行事食は、日本の伝統的な食文化に触れられるように、給食に登場させております。新しい献立の取り入れについては、月に一、二品程度のペースで新メニューを取り入れているところでございます。

食に関する指導では、各学校の家庭科や特別活動などの授業の中で、朝食の大切さや栄養バランスのとれた食事についての学習、給食センターで働く職員のことなど、給食を教材として指導をしております。また、給食時間では、給食に興味を持たせるために、児童が旬の食材や当日の給食メニューについて、栄養教諭が作成したひとくちメモを毎日放送しております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 丁寧な説明ありがとうございます。

続きまして、給食の質を落とすことなく、栄養バランスのとれた給食を提供できているのかをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

先ほどもお伝えしたように、食育を考え、栄養バランスのとれた給食を栄養基準が満たせるようにいろいろな食材を取り入れ、今までと同様、給食の質を落とすことなく提供したいと考えております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。日々、職員さんが努力されているように伺います。

3の1、安心・安全な給食の提供について、町の展望と具体的な取組についてをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

学校給食センターの給食提供数は、夏休み期間を除き、月平均1万4,411食で、1日700食から800食を調理しております。安全な給食を提供するため、午前8時に食材が納入され、検品、洗浄、調理の工程を経て、午前11時には各学校に搬出いたします。特に検品には時間をかけ、納入された食材でも厳密に作業を行っております。

本町としては、学校給食は安全に確実な数量を安定的に確保し、限られた時間に調理することが不可欠であるため、納入業者を限定することは必須であると考え、食材は主に公益財団法人大阪府学校給食会、岬町商工会物資納入組合より購入しております。

大阪府学校給食会では、毎年、学校給食用物資選品委員会を開催し、安全で品質的にもすぐれた物資を選ぶため、製造工程や成分表の提出を納入業者に求め、また、岬町商工会物資納入組合も町内の店舗で販売している食材を提供しており、納入食材の品質管理の万全を図っております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 今、次長のお話、説明を聞かせてもらっておりますと、3時間で給食の調理から始まって配送まで行わないといけないということで、非常に職員の方々、大変苦勞されているということを実感いたしました。

次に、農業政策の観点から、持続可能な農業の推進について、町の展望と具体的な取組についてをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、小規模かつ自業的な農家が多数を占め、農業で生計を立てておられる農家は少数です。加えて、農家の高齢化や後継者が農業を継承せず、次世代の担い手が不足する事態となっており、遊休農地が増加している状況にあります。このように、本町に多い小規模農家の皆さんが生きがいを感じながら、農業を継続していく新たな取組が必要であると考えております。

本町では、このような農業の現状を踏まえ、令和元年度に策定いたしましたみさき農とみどりの活性化構想を基に、農業公園の実現に向けた新たな取組を進めることとしております。

この農業公園は、拠点を道の駅みさき北側の市街化調整区域を候補地としておりまして、この候補地において農業公園が実現することで、本町が有する魅力的な農とみどりの資源を活用し、農業に関する取組を進め、こうした取組が面的に広がることで、本町の農業の現状を踏まえた、農家の皆さんが持続可能な農業の推進につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

ただいま吉田理事からの説明にありました農業公園の拠点は、赤江地区だと思っております。その中で、特に赤江地区は、淡輪西水利組合の者が、非常にそういう水利関係も管理されており、なかなか適材適所の場所であると考えます。

そういう中で、できまして、前回、道工議員から農業公園についての話がございまして、たしか赤江地区は200筆の所有者がおられるということで、なかなか200筆の所有者の承諾を得るのは大変な作業だと思っております。そういう中で、早急に所有者の理解を得ていただいて、できるだけ早くこの作業をやっていただくことによって、地産地消の商品、特に米、ダイコン、ハクサイとか、そういうものを早急に作ることによって、また町の子どもたちに地産地消の商品がお口に入っていくということを望んでおりますので、早急に努力をお願いしたいと思います。

続きまして、田尻町は金芽米などの導入をしていますが、本町では、地場産の作物は給食として買い上げされているかをお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

昨年度まで提供してきた地元の生産者が一定の食材を安定的に提供することが困難なことから、辞退されたり、物価高騰により食材を安価に提供することができなくなったことから、地元食材を提供した給食は数少なくなってきました。

唯一、岬町商工会様からのご厚意で、岬町産である新米の古代米を毎年30キロいただいております。

ります。毎年12月の献立から、岬町産の古代米が給食に登場しております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 松井次長、ありがとうございます。

今、説明があったように、私もずっと作物を作っておりますが、なかなか異常気象で十分な作物はできません。

そういう中で、まだ岬町の商工会のほうから古代米、これは多分、黒米だと思いますが、この黒米に関しては栄養価が非常に高いので、本当に商工会さんにはありがたいという感じを持っております。

そういう中で、できでしたら、やはり地産地消の商品としては、何とか努力していただいて、岬町産の作物を児童に食べていただきたいと思います。

次に移ります。近い将来予想される食糧難に備え、泉大津市の事例のように、本町でも有機米の調達や金芽米などの栄養たっぷりのご飯を子どもたちに提供することを考えているかどうかをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長 松井文代君。

○ 松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

本町での米飯につきましては、安全検査、品質検査、衛生管理を行い、不作時においても安定的に購入ができ、安全で安心した大阪府学校給食会が取り扱う学校給食専用銘柄米にビタミン強化米をブレンドした米飯を購入しております。

金芽米は、精米技術により胚芽の基底部とお米の栄養とうま味成分が含まれる層を残した栄養バランスのとれた無洗米であり、大変栄養価の高いお米であることは認識しております。この金芽米を購入し、給食に提供するには、安全で品質のよい玄米が安定的に購入できることが必須であります。

学校給食会では、玄米を購入することはできず、炊飯指定工場で炊飯の上、各学校に配送していただいております。委託米飯価格で契約をしております。学校給食専用銘柄米も価格が高騰したところではありますが、学校給食専用銘柄米と同様の価格で金芽米を学校給食に提供が可能かどうか検討したいと考えております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

先ほど、ビタミン強化米をブレンドした米飯を購入しておりますという回答をいただきました。これは、武田薬品が作っておるポリライスという商品であって、今、販売元がハウス食品になっ

ております。これは白米、精米をビタミンの周りにコーティングしまして作った商品であって、おっしゃるとおり、栄養価も高いです。ただ、金芽米とポリライスを比較しますと、やはり金芽米のほうが非常に単価が高いということで、年間トータルすると、非常に予算に影響してくるので、今現在、ポリライス、ビタミン強化米、これを使っておられると思いますが、これでも生徒さんの栄養面では十分満足できる商品であると考えます。

そういう中で、できたら、予算が許せば、玄米を購入していただいて、胚芽米を。金芽米というのは、ある会社の登録商標であって、胚芽米なんです。この胚芽を残すことによって、とても人間の体には栄養面が高いということで聞いております。私も、ポリライスという商品ともども胚芽米も、以前、サラリーマンのときには販売しておりましたので、よく理解をしております。また努力していただいて、玄米の確保をしていただいて、何とか胚芽米と同時に、そこへまた強化米も加えていただいたら一番ベストではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本町の農家は、高齢化に伴い、後継者不足と有害鳥獣被害のため、休耕田や遊休農地が多数存在し、環境が悪化しております。若い農業者のなりわいや高齢者の生きがいなどとした有効利用策として、農家と契約して体制を構築するなどの考えはないかをお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、休耕田や遊休農地の解消策について、農政部門としてどう考えているかというところでお答えをさせていただきます。

先にも申し上げました農業公園の取組を推進し、実現することが休耕田や遊休農地の解消対策にもつながるものと考えております。農業公園が運営開始され、公園内において町の特産品となる農作物の生産を行い、それが町内の小規模農家の皆さんにも波及し、皆で特産品となる農作物を生産して、生産した農作物を道の駅に出荷するといった流れができることで、小規模農家の皆さんの生産意欲の向上につながればと考えておりますとともに、公園内で農作物の生産の講習や体験農業などができるような仕組みをつくりたいとも考えております。これによりまして、新規で農業を目指す方や若い生産者の方が現れることで、本町の農業の推進になればと考えております。

また、ご質問にあります教育委員会において、地元農産物を学校給食の食材として取り入れるご提案は、以前にも他の議員からもご質問があり、品質基準や調達する数量などに課題があると答弁されていたと認識しております。それらの課題が解消され、地元農産物を学校給食の食材と

して取り入れることとなり、農家さんとの連絡調整や連携が必要な場合は、農業委員会の皆さんとも連携を図りながら、協力体制を整えていきたいと考えます。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 吉田理事、どうもありがとうございます。

希望としては、やはり地産地消で、当地でとれた作物を利用できるのが一番いいと思います。

私はよく電車で大阪へ行きますけれども、大阪から帰ってくる段階で、尾崎駅を過ぎて岬町に入りますと、非常に休耕田、遊休地が多いとともに、草ぼうぼうで、非常に環境が悪いと同時に、他所から来られた方が、景色が一変するので、やはり岬町のイメージがあまりよくないのではないかと思いますので、その辺もまた理事のほうで頑張って、農業委員会と話し合いしながら、何とか解決策をとっていただきたいと思います。

続きまして、学校給食の部門として、米・野菜の農家と契約し、学校給食のシステムを構築する考えはないかをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 出口議員のご質問にお答えいたします。

令和3年3月に農林水産省が策定された第4次食育推進基本計画では、健全な食生活を送るためには、持続可能な環境が不可欠であることから、持続可能な食を支える食育の推進が重点事項の一つとして掲げられており、学校給食については、学校給食における地場産物を活用した取組などを増やすという目標が設定されました。

地場産物を活用することで、地域経済の活性化、食育の推進、地元生産者との交流が図られることは、子どもたちにとって重要であることは認識しております。

学校給食は、安定した安全な食材を定められた日に、定められた数量を確実に確保し、衛生的で安全な食材を提供することが不可欠な条件であります。学校給食に安全な食材を提供する場合、衛生面、管理面や一定の所要量が必要なことから、地元の生産者にかかる責任と負担が大きくなりますが、地元農産物を学校給食の食材として取り入れるために、様々な課題を解消していただき、地元生産者の協力を得られるのであれば、学校給食のシステムを新たに構築することは可能であります。よりよい給食環境を提供するためには、地域を含め、関係者全員の協力が必要と考え、引き続き安心・安全で持続可能な給食の提供を行ってまいります。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。いろいろご苦労なされて、非常にありがたく思っております。

最後に、田代町長にお伺いしたいと思います。

行政が先頭に立ち、休耕地や遊休農地を有効利用して、学校給食の原料米の確保につなげるよう考えているかどうかをお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどから学校の子どもたちの安全・安心の給食、また栄養価値のある給食等についてのご質問をいただきまして、本当にありがとうございます。なにはともあれ、子どもたちは将来を担う大事な宝でありますので、できるだけそういった食生活には十分気をつけてまいりたいと、このことをまず冒頭に申し上げておきます。

その上に立って、行政が先頭に立ち、休耕地や遊休農地を有効利用して学校給食の原料米の確保につなげるという考え方について質問を受けましたので、ご答弁させていただきます。

ご承知のとおり、我が国の就農人口は年々減少しており、農業関係の就業率は9.6%と、他の業種に比べて非常に低くなってきております。つまり、農業の人手不足は、我が国が直面する課題でもあり、その深刻さが増してきている状況にあるのではないかと考えております。また、地方における人口減少や高齢化はその傾向がより強く、本町の農業においても、働き手を確保することは容易なことではありません。

こうした人手不足を解消するために何をすべきかということになりますが、最近、農水省では農地の集約や大規模化による法人参入やロボット技術などを活用したスマート農業を推奨しておりますが、本町のような小規模で自給的な農家が多い地域には、こうした方法は適しているとは言いがたいものがあります。

一方で、現在、あらゆる農業で働き方改革が進む中、農業においても働き方改革が求められ、就農者を増やす取組として、農業とそれ以外の仕事を両立させるため、農水省による支援も始まったと聞いております。

冒頭でも申し上げましたとおり、本町の農家が農業を持続し、若い新規就農者を確保していくことは容易ではないかと思っております。しかしながら、国の動きも注視しながら、本町の農家が農業を維持し、若い新規就農者を確保できるように、先ほども担当理事から説明のありましたとおり、現在、策定中の農業公園基本計画に盛り込み、行政と民間が連携して、しっかりと農家の皆さんを支援していけるような仕組みづくりを考えてまいりたいと考えております。

また、先ほどのご質問にありました、こうした取組によって、地元の食材が豊富にそろう状況となり、子どもたちの心身の健全な発達に資する安全で安心で、品質基準や調達数量を満たす栄

養価値の高い原料米や野菜などが学校給食で提供できるよう取組をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 田代町長、ありがとうございます。

岬町の未来、将来を担っていただける子どもたちに、やはり栄養価の高い給食を提供していただきたいと期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 出口 実君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は、13時00分からといたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に続き、一般質問を再開します。

一般質問を続けます。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 自民岬の奥野 学です。議長のお許しを得ましたので、令和6年度岬町議会第4回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、通告により、3点について質問させていただきます。

まず、1点目の質問は、新たなみさき公園について、9月定例会に続いてお尋ねいたします。

まず、質問に入る前に、通告中のみさき公園関連質問の要旨で、包み隠さず詳細説明を求めると出してしまいました。9月定例会の一般質問に対して、プロジェクトチームリーダーの上田副町長からの答弁で、9月6日までに田代町長と事業者とのトップ会談の日程の回答があるとの答弁をいただきました。9月定例会議の私の質問により、9月、10月、11月と3か月経過をしております。一体、話し合いは怎么样了のかとの強い思いでありました。

また、3か月の間に何ら経過報告をいただいていたものではなかつたものですから、そこで6月定例会中に道工議員、坂原議員からも新たなみさき公園に関して一般質問をされています。このお二人の質問の会議録を改めて読みかえさせていただきました。この答弁におきましても、担当及び田代

町長からも詳細に答えていただいております。包み隠さず詳細説明を求めるという字句に、何か隠しているのかという質問にとられてしまうのではないかと思います。この字句を削除、訂正して、お詫びを申し上げます。

私が9月定例会で質問させていただいてから3か月、道工議員、坂原議員が6月定例会で質問されてから6か月も経過してしまっています。工程表並びに資金調達について、事業者から一切答えていただけないとのことであります。そこで、改めて担当課から令和6年6月定例会後から令和6年9月定例会までの経過を詳細に説明をお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、一般質問通告書のことをご理解をいただき、ありがとうございます。

そこで、初めに新たなみさき公園整備運営等事業についての説明における基本的な考え方というのを少し述べさせていただきたいと思います。

みさき公園の事業は、事業手法につきましてはPFI事業として、民間の資金力やノウハウを最大限に活用して実施しております。そこで、PFI事業につきましては、国が示すPFI事業のガイドラインや岬町の情報公開条例など関係法令に従いまして、これまで必要なタイミングで、公表が可能な範囲で事業の進捗や経過を説明させていただいていると認識しております。

こうした説明の機会にも、議員からもう少し詳しい資料が出ないのかとか、詳細な説明を求めようのご意見もいただいておりますけれども、ご説明させていただく内容の基本的な考えとしては、その時点で事業者と交渉中の事項で未確定となっているものについては、これを公開することによって、今後の交渉内容に影響を及ぼす可能性がありますことから、その時点では公表できない旨をお伝えして、交渉内容が確定すれば、速やかにその旨、報告させていただくというような基本的な考えをお示ししてきておるところで、こうした考えを基本に、公表できる内容を詳細にご説明申し上げまして、ご理解をいただけてきたものと認識しておりますので、今後もその姿勢には変わりはありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

そして、事業の実現に関しましては、当初より議会の皆様にご理解をいただきまして、議会の皆様とともに事業実現を目指してまいりたい考えでございます。今後も、これまで同様に、必要な時期に事業の進捗や経過などについて丁寧、詳細な説明に努めまして、議会の皆様とともに事業実現に向けて邁進してまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、令和6年6月定例会後から、まず令和6年9月定例会までの経過について、おさら

いの意味も含めまして、詳細にご説明をさせていただきます。

当初、本年6月議会の定例会で田代町長が答弁された内容に沿い、事業者に対し、トップ会談の申入れをした際に、町としてはできる限り早い段階で実現したい旨をお伝えいたしました。事業者から8月のお盆明けに実施してほしいとの回答がありました。それで、8月20日に開催する予定で進めておりました。しかしながら、8月に入り、事業者からは本格工事までの暫定開園に伴う施設の活用方法など、暫定開園に伴い生じている諸課題を優先して解決した上で、トップ会談を実現したいとの理由によるトップ会談の延期の申入れがございました。こうしたことから、トップ会談が延期となりまして、9月議会で議会の皆様に報告しようという町の考えは叶わない状況となりました。

このような状況の中で、奥野議員より9月議会の一般質問において、新たなみさき公園の早期着工についてのご質問をいただいたところでございます。

議員からの一般質問の内容は、令和5年8月に我々議会に対して、事業者から公園計画及び事業スケジュール変更の説明はあったが、その後の明確な説明がない、いつになったら工事着工がされるのかというご質問でありました。このご質問に対し、上田副町長から本年6月議会の定例会で田代町長が答弁された内容に沿って、資金調達計画や事業スケジュールの具体的な説明などを受けるため、町長と事業者代表との面談の日程調整中であることと、面談後には議会の皆様に確認した内容をご報告する旨の答弁をいたしております。

なお、事業者の意向は、本格工事までの暫定的な開園に伴う施設の活用方法など、暫定開園に伴い生じている諸課題を優先して解決した上で、トップ会談を行いたいということではありますが、町として説明を求めていますのは、本工事の資金調達の状況や具体的な事業スケジュールなど、事業の根幹をなす質問であり、暫定開園中の実務的な協議とは切り離してトップ会談の実施を優先していただきたいと再度の申入れを行っていることも説明させていただき、町の申入れについて、事業者から9月6日までに何らかの回答いただけるとの答弁もいたしております。

この答弁を受けて、奥野議員からは、9月6日に町長と事業者との早期面談をいただけるように答弁いただきましたとのご発言があり、面談では、工事着工時期を確認していただき、確認された内容を議会に報告いただきたいと要望がされました。ただし、上田副町長の答弁では、トップ会談の面談の実現に向けた再度の申入れにより、9月6日に何らかの回答いただけると答弁しておりまして、確実に面談の回答がいただけるとは申ししておりませんので、その点につきましてはご理解をお願いします。

以上が本年9月定例会までの振り返りとなります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 吉田理事から詳細な経過説明、ありがとうございます。

上田副町長からの9月定例会の答弁では、トップ会談面談の実現に向けた再度の申入れにより、9月6日に何らかの回答いただけると答弁をしていただきました。町長と事業者とのトップ会談がすぐにでも行えるようでありましたが、その後の面談はどのようなになっているのか、改めてお聞きいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

本年9月定例会1日目の後、9月6日となり、面談の日程などの回答が示されるものと期待しておりましたが、事業者からの回答は、前回同様、トップ会談を実施する前に、暫定開園に伴い生じている諸課題を優先して解決したい、双方でこれまでの交渉経過を再確認したいとの回答がございました。また、事業者は独自に大阪府に相談に行かれ、本件協議にアドバイザーとして入ってもらいたいとの申入れをされたと、私どもには大阪府より連絡がありました。

そして、私どもは9月18日に大阪府に出向き、面談の上、詳細説明を受けました。大阪府からは、みさき公園の事業は大阪府としても非常に関心度の高いもので、岬町からも政策要望をいただき、以前から町からの相談にも丁寧に対応してきたところであるとの説明があり、今般、事業者から協力を求める依頼があったことを伝えられました。大阪府としては、中立の立場でトップ会談を成功に導き、本事業を円滑に進めていくための協力をしたいとの趣旨で、協議の場に参加したいとの意向でございました。

町としては、大阪府の協力体制に感謝するとともに、町からこれまでの経過など、協議内容など直近の経過までと町の考え方等について詳しく説明を行いました。

その後、大阪府からは、9月24日に本事業の件で事業者代表と面談する予定であることが伝えられ、本日、お聞きした内容なども含め、事業者には町の考えもお伝えし、中立の立場で事業者の考えもお聞きし、その結果も共有していただけるとのことでありました。

なお、大阪府と事業者の面談終了後には、面談の結果について、大阪府からトップ会談の成功に向けた町事業者、大阪府の担当者三者による準備会議の場を設定したいとの提案があり、町は、事業者からトップ会談を実施する前に、本格工事までの暫定的な開園に伴う施設の活用方法など、暫定開園に伴い生じている諸課題を優先して解決したいとの理由で日程が延期された経過などを説明の上、三者による準備会議を進める時間的余裕もないと考えますことから、町と事業者代表によるトップ会談を早急に開催したい旨の意向を大阪府に伝えました。

9月25日に、大阪府より三者による準備会議の場の設定は大阪府も入り、町長と事業所代表によるトップ会談を成功に導き、この事業の円滑な推進を図る目的で、三者による準備会議を開催したい、町としても理解願いたいとの説明があり、町は、大阪府の本事業への協力の姿勢を理解するとともに、大阪府からのトップ会談の円滑な進行と会談自体を成功に導くための提案を了承して、町事業者、大阪府の担当者の三者による準備会議を本年10月18日、金曜日に大阪府咲洲庁舎の大阪都市計画局会議室で実施することといたしました。

10月18日の打合せでは、町はトップ会談の日程や説明内容をお聞きできるものとして準備会議の場に臨みましたが、事業者は依然としてトップ会談を実施する前に、暫定開園に伴い生じている諸課題を優先して解決したいとの姿勢を崩しておりませんでした。町は、事業者が主張する暫定開園に係る協議の課題は、本格工事までの暫定的な開園に伴う施設の活用方法についての協議であり、実務者間で十分に協議できるものであり、町長がトップ会談で求めている資金調達の状況や具体的な事業スケジュール、詳細な整備エリアごとの内容などの説明は本事業の根幹をなす最重要案件であり、トップ会談により町長へ説明いただき、12月議会において、その内容を報告できるよう早急に開催いただくことが最優先であるとお伝えし、実現に向け努力していただくよう再度申入れを行いました。

また、本会合の締めくくりとして、業者に対し、三者による次回の準備会議ではトップ会談の日程や説明資料などを確定させていただきたいと申し述べ、説明資料の確認もさせていただきたいことをお伝えしました。

そして、11月11日に、同じく大阪府咲洲庁舎の大阪都市計画局会議室で準備会議を実施し、事業者からはトップ会談時の説明資料の説明がございました。町からは、資料に記載がないことでも、町長が説明を求める内容については詳細にご説明をいただき、町長が納得し、不安等を払拭できるようにしてもらいたいとお伝えし、事業者からは、現状として資料に記載できないことは口頭で説明できるように準備するとの回答がございました。

最後に、町から、12月議会では初日の12月3日の一般質問でご質問が出てくる可能性が高く、これらの対応や12月議会で報告できるよう配慮いただくことを伝えた上、11月下旬までの早い時期でトップ会談が実現できるようお願いをいたしました。また、同時に田代町長から事業者代表宛に、早期にトップ会談の開催を求める田代町長の思いを載せた親書を事業者代表に直接届けていただきますよう託しました。

大阪府も事業者に対し、町の考えに十分配慮いただき、11月中にトップ会談が実現できるように努めていただきたいとコメントがありました。

その後、町から11月13日に、11月25日開催日として開催できないかということを打診しましたが、事業者からは11月14日に回答があり、町が希望する日程での開催は困難とのことで、12月下旬の開催の意向が示されました。

町としては、12月下旬の日程では議会への報告もできないと考えることから、11月20日に3回目の三者による準備会議の開催の場で、もう少し日程を早めることができないかなど、再度、事業者に申入れを行いました。また、11月26日には、大阪市内へ出張した際に、事業者と担当者による二者で協議を行い、暫定開園に係る諸課題についての町の考えを示した上で、トップ会談の11月中の開催を改めて求めました。その後、事業者から11月29日のトップ会談開催に向けて努力するとの連絡があり、調整を行ってきましたが、結果、事業者の都合により日程調整が叶わず、継続して調整したいとのことで、11月29日のトップ会談も実現には至らなかったものでございます。

以上が直近までのトップ会談に向けた調整の進捗状況となります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいまの答弁で、大阪府が岬町と事業者とのアドバイザーとして入ってこれたとの説明がありました。トップ会談の前に、町、事業者、大阪府の三者による準備会合を10月18日に実施されます。続いて、11月11日に再度、三者で会議を開催されています。そして、田代町長の思いを記載した親書を事業者代表に直接届けていただくよう託されました。

親書とは、差出人の意思を表示し、また事実を通知する文章のことです。町から11月中のトップ会談の実現をしてほしいとの思いでありましたが、事業者からまたもや開催が延期となったという報告を先ほどいただきました。

ここで、改めて上田副町長に答弁をいただきたいのですが、町からの再三の町長と事業者とのトップ会談が延期となってまいりました。工事の着工時期、工程表、資金調達はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 副町長、上田 隆君。

○上田副町長 奥野議員の質問にお答えします。

ただいま担当理事から説明したとおりの進捗状況ではありますが、担当の説明と重複しておりますが、町としては、まずはトップ会談を実現していただくことを強く要望しておりまして、町長が自ら事業者代表に親書を出され、最優先に取り組んでいただくよう事業者に再三、早期開催をいただくよう申し入れているような状況でございます。

町が主張してきました11月中のトップ会談の開催は実現することはできませんでしたが、町

としては、引き続き事業者にトップ会談の早期開催を求めてまいりたいというふうに考えております。

なおトップ会談が実現すれば、田代町長は会談の中で、議員からご質問、ご要望をいただいております工事着手の時期を含めまして、資金調達の進捗状況や具体的な事業スケジュールなどを確認されるという予定にしておりますので、その確認後は速やかに確認した内容を議会の皆様に報告させていただくこととしておりますので、引き続きご理解をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 上田副町長からも、今、答弁をいただきましたが、まだまだ日程が定まらないという状況であります。岬町は、今までかなり我慢していただいたことは十分理解をいたしました。

今後の事業者とのトップ会談並びに協議においては、お互いに柔軟な対応をしながら、共に歩み寄っていただき、前進していただくことを要望して、この質問は終わります。早期にトップ会談ができることを望みます。

続いて、2点目の質問は、令和6年3月定例会一般質問でもお聞きしましたが、改めて深日漁港ふれあい広場に関連の深日北出地区での内水排水ポンプのポンプ場設置に対して、大阪府との今後の対応をどうしていくのか、お聞きいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えします。

ポンプ場を含む内水排水施設の検討状況につきましては、令和6年3月議会の一般質問でお示したとおり、平成30年9月の満潮時の潮位が道路高さの基本水準面から約30センチ高いところまで海水面が上がり、道路が冠水したことが判明し、また大阪府各地の漁港でも高潮の影響を受けていたことの調査報告をお示するとともに、本町が大阪府に求めている核心部分の対応について、防潮堤より内側の住宅地の水路高さを超える海水が逆流しないように対策を講じることも強く要望しております。

大阪府水産課においては、堤内地の浸水となった原因を探るため、令和7年度に堤内地にある既存水路の大きさなどを調査するための予算を要求しているところであり、今後の対策を検討していくと伺っております。

なお、金乗寺より西側付近の埋立部に隣接する町道深日漁港線について、平成28年度に道路が冠水し、通行に支障を来したことから、道路が冠水しないよう水産課に要望しておりました。また、平成30年にも同じ場所で道路が冠水したこともあって、令和6年10月24日から水産

課は今までの要望に対し、道路が冠水しないよう町道の側溝整備工事を実施していただいております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 まず、先ほど答弁いただいた中で、深日漁港線において、大阪府水産課において、道路冠水しないよう要望事項に対して、10月24日より町道の側溝整備工事をしていただいております、大変感謝いたしております。この工事により、今後、道路冠水がなくなることを望みます。

そして、ポンプ場設置に関して、同水産課において、以前に浸水となった原因を調査するための令和7年度に予算要求をしていただくことになっていると報告をいただきました。一つ一つありますが、着実に前進させていただき、ありがとうございます。

後日、原因調査結果が出次第に報告をお願いいたします。

続いて、次の関連質問は、10月27日に行いました大阪府議会補欠選挙に関してお聞きいたします。

今回の補欠選挙は、岬町・田尻町・阪南市・泉南市選挙区の前府議会議員が阪南市長選挙に立候補に伴う補欠選挙でありました。なぜ補欠選挙を一般質問に出すのか、不思議に思われると思います。大半は国道複線化に伴う国・大阪府への要望活動、また、先ほどから質問している深日漁港ふれあい広場関連において、前府議会議員は一切パイプの役目をしていないと私はずっと感じておりました。前府議会議員は、大阪府議会議長まで経験されたベテラン議員であると誰もがそう思っていたことでしょう。

他の市町では、前府議会議員はどういう活動をされているのか分かりませんが、当町ではイベントごとに顔を出し、挨拶だけには来られていました。府議会議員は、地元、町と大阪府のパイプ役が一番大事な仕事であると私は感じております。しかし、先ほども申し上げましたが、二国複線化要望活動などの大阪府と地元、町とのパイプ役には一切顔を出してくれませんでした。イベント挨拶府議会議員は必要ないのです。

そこで、お尋ねいたしますが、今回の補欠選挙で当選された新しい府議会議員さんには、本来の町と大阪府のパイプ役になっていただく予定をどのように考えているのか、お聞きいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 ご質問にお答えします。

例年、自民、維新、公明の各大阪府議会議員団と大阪府政に係る市町村の諸課題や大阪府の当初予算に対する要望の聞き取りなどの場を設けていただき、政策に対する要望や意見交換を行っております。また、これまでも本町選挙区選出を含む複数の府議から、大阪府議会において、

深日漁港ふれあい広場の整備について、一般質問などで取り上げていただいたこともあります。

今回、泉南市・阪南市並びに泉南郡田尻町及び岬町選挙区で当選された大阪府議会議員の渡辺秀綱様につきましては、当選後、本町が令和6年8月6日に大阪府議会議員団に要望を行った内容確認のため、本町へ来庁されております。今後も、これまでの府議会議員と同様に、本町と府の調整役を担っていただくことをお願いしており、引き続き協力していただけることを確認しております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの小坂理事の答弁では、しっかりと新しい府議会議員にパイプ役、調整役を担っていただき、協力を求めていると答弁をされました。今後はしっかりコミュニケーションをとり、岬町の推進のために活動していただくことを要望し、次の質問に移ります。

続いて、3点目の質問は、予算要望時の財政担当から通達が出ております。令和6年度12月補正予算及び来年度令和7年度予算編成方針と枠配分方式による予算編成とはどういうものなのか、説明を求めます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 奥野議員のご質問にご答弁させていただきます。

今年9月の奥野議員からの一般質問での答弁のとおり、各予算の編成に当たりましては、政策の重点項目や予算の骨格となる事項、予算要求を行う際の基本的なルールを示した編成方針を示しております。

令和6年度12月補正予算の編成方針につきましては、本町の財政状況を踏まえまして、法的に支出しなければならない経費や緊急やむを得ない経費など、真に必要な経費についての編成を行うこととしており、この方針に基づきまして、一般会計につきましては、第7次補正予算として、その内容につきましては、明日の本会議でご説明させていただきます。

一方、令和7年度の当初予算の編成方針につきましては、限られた財源を効率的かつ効果的に配分することを念頭に、子どもの利益を最優先に考えたこともまんなか社会の実現を引き続き推進しつつも、子どもだけにとらわれることなく、障がい者や高齢者等の方を含めた社会全体の利益を考えたまちづくりを目指すこととしております。

令和6年度の決算見込みにおきましては、歳入では、町税収入が地価の下落や人口減少により伸び悩み、臨時財政対策債が前年度から減少となり、特別交付税につきましては、全国各地での災害の発生状況などを踏まえますと、その交付額は不透明な状況にあります。歳出では、高齢化による社会保障分野の義務的経費が高止まり、昨今のエネルギー価格・物価高騰の影響や令和6

年度の人事院勧告の影響で相当の財政負担が見込まれている状況となっております。このような状況下での予算編成方針といたしましては、限られた財源を効率的かつ効果的に配分することを念頭に、予算編成に取り組むこととしております。

具体的な例としましては、昨年度から導入いたしました枠配分方式による予算編成を引き続き実施しております。これは、義務的経費などを除きました、主に経常経費については、各担当課が前年度の予算額、一般財源ベースに対しまして1.5%のマイナスシーリングとした枠配分の中で予算要求をするものとなっております。これにつきましては、個々の事業と住民ニーズを把握している各担当課が真に優先すべき事業に財源を振り分け、コスト削減の向上や予算執行方法の見直しなどの創意工夫を期待するものとなっております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの内山部長の答弁によりますと、令和6年度補正予算では、人事院勧告の影響で相当の財政負担が見込まれそうであります。また、令和7年度、新年度予算編成においても、令和6年度同様に、枠配分方式による予算編成を実施とのこと。各担当課が優先すべき事業に財源を振り分け、コスト削減の向上や予算執行の見直しなどの創意工夫を期待されるものとなっております。その上で、令和6年度補正予算での人事院勧告と令和7年度末までに自治体情報システムの標準化へのそれぞれの対応はどういうようになるのか、説明を求めます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 奥野議員のご質問にご答弁させていただきます。

令和6年度の人事院勧告につきましては、民間給与の状況を反映しまして、約30年ぶりの高水準の引き上げとなる内容となっております。主なものとしては、月例給を全体平均3%引き上げ、期末勤勉手当を0.1か月の増、地域手当を都道府県単位に広域化するもので、大阪府域は12%となっております。

今回の勧告への対応につきましては、影響額の計算、府内の市町村の動向確認、職員団体との協議に時間を要しているところであります。その詳細や影響額につきましては、本議会の最終日でご説明させていただく予定となっております。

また、自治体情報システムの標準化への対応につきましては、現在、それぞれの自治体で独自に運用している基幹業務システムを令和7年度末までにガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を求められているものとなっております。標準準拠システムへの移行運用費用につきましては、現在、システム事業者等と協議を行いまして、その事業費の精査を行っている

ところでありますが、現時点の概算となる運用費用の見込みとしましては、現行システムの運用費用の2倍以上となっております。

なお、この運用費用の見込み額につきましては、あくまで現時点のものであります。今後、可能な限り事業費の削減に努めてまいるとともに、国に対しても確実な財政措置を求めていく考えです。

先月19日の全国町村長会理事会におきましても、田代町長から自治体情報システムの標準化について十分な財政支援を求める要望を行ったところです。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今回の二つの予算編成には、かなり財政負担がありそうです。人事院勧告においては、職員団体との協議による時間がかかっているため、影響額は今のところ不明であります。そして、標準準拠システムの移行、運用費用についても、現行システム運用費用の2倍以上の見込みであるようであります。

本日の段階では人事院勧告及び標準準拠システムの2件においては、それぞれ概算費用は未定であります。数億円かかるものかと推測をいたしております。財政担当課は大変な編成作業となると思われますが、新たな財政負担を踏まえ、今後の財源確保策について、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

少子高齢化の進展などによりまして増加し続ける社会保障関係経費や公共施設の老朽化への対応に加えまして、人事院勧告への対応、自治体情報システムの標準化への対応が求められております。また、税控除をめぐる年収103万円の壁の見直しの動向によりましては、町税収入に大きな影響を受ける恐れがあります。このような状況を踏まえ、今後の財源確保が財政運営上の大きな課題であるというふうに考えております。

これまでの財源確保の取組としましては、企業誘致を精力的に行い、多奈川地区多目的公園の企業誘致は完了し、関西電力多奈川発電所跡地への誘致につきましても、既に2社の進出が決定し、引き続き誘致に努めております。また、子育て世帯を本町に呼び込むために子育てしやすい環境を整備するなど、町の魅力を発信することで、町内外の多くの皆様から本町は暮らしやすい町、子育てがしやすい町と好評を得ております。

令和3年度には、本町は過疎地域の指定を受けたことから、岬町過疎地域持続的発展計画を策定し、手厚い財政措置が受けられる過疎対策事業債を可能な限り活用を図ってまいりました。今後とも、これまでの取組を強化してまいるとともに、現在策定中の新たな行財政集中改革計画で

あります第4次集中改革プランに基づき、行財政改革を進める必要があると考えております。

歳入では、未収債権の適切な徴収による納税者間の公平を確保し、ふるさと納税などによる歳入の確保を図ります。歳出では、事務事業を点検し、むだを洗い出すことによる歳出の抑制を図ります。これらの取組による改革効果額を捻出することで、町の価値を高める施策を推進しながら、中長期的な財政収支のバランスを確保するとことで、持続可能な財政運営を目指してまいります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの内山部長の答弁をまとめさせていただくと、過疎対策事業債を可能な限り活用する、また第4次集中改革プランに基づき行財政改革を進めて、歳出では十分事業を点検し、無駄を洗い出して、歳出の抑制を図っていくとのことでありました。しかし、行財政改革もかなり限界に来ていると私は思っております。

そこで、我々有志議員で、今年2月、鹿児島県大崎町と福岡県新宮町に行政視察に行っていました。この2町とも、ブランド化したふるさと納税により、大崎町では、令和5年度では44億円、新宮町では49億円ものふるさと納税額です。大崎町では養殖ウナギ、新宮町ではあまおうのイチゴでこれだけの納税額を上げておられます。この余剰金を各分野に振り分けておられます。

そこで、本町の財源不足策としてのふるさと納税の増加策についてはどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税は各地方自治体にとって貴重な財源であり、地域経済の振興に寄与する重要な制度でございます。また、寄附者にとっても、地方の発展に貢献し、地域とのつながりを感じられる有意義な機会となっております。

寄附金額を増やすためには、法令の範囲内で魅力的な返礼品の充実を図るとともに、ふるさと納税情報サイトを効果的に活用し、岬町の魅力を全国に発信することが必要であります。

現在、当町では、さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなびの四つのポータルサイトを通じて情報発信を行っております。今後は、各サイトの特性を最大限に生かした運用を検討し、さらなる寄附者の増加を目指してまいります。

返礼品につきましては、11月末時点で33事業者178品目を提供しており、さらに4事業者28品目が掲載に向け、事務処理中でございます。また、1事業者10品目を総務省へ追加申

請しているところでございます。

今後も商工会と連携しながら、地元事業者の皆様の働きかけを継続し、新たな返礼品の開発に取り組みたいと考えております。また、地域の魅力をより深く感じられる体験型返礼品の導入や町の特色を反映した岬町ブランドの創出も進め、返礼品の付加価値を高めていきます。さらに、企業版ふるさと納税サイトを積極的に活用し、法人からの寄附を募る取組も進めます。これにより、地域のインフラ整備や観光振興、住民福祉向上など、寄附者の意向を反映したプロジェクトを展開し、地域経済の活性化につなげていきます。

最後に、寄附者や事業者の声を積極的に取り入れながら、ふるさと納税制度の運用を改善し続けることで、寄附金の確保と地域活性化を両立する仕組みを一層強化してまいります。引き続き、ふるさと納税制度を活用したまちづくりに取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 担当課におきまして、返礼品もたくさん準備していただいていることを確認いたしました。

そこで、11月7日、私の所属している南大阪振興促進議員連盟により、改めて本町内で行われているトラフグの陸上養殖と食用ウサギ養殖の現場を見学させていただきました。養殖トラフグは2年もので、12月1日より順次出荷されとお聞きしております。三つの水槽の中には、数え切れないほどのトラフグが出荷を待っている状態でありました。食用ウサギも、出荷量も少しずつ増えてきたようであります。このトラフグと食用ウサギを返礼品に加えではどうかと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えいたします。

陸上養殖及び食用ウサギの事業者につきましては、既にふるさと納税の返礼品事業者として登録しており、さらなる返礼品の拡充に取り組んでいただいております。

まず、陸上養殖については、季節に適した魚種を養殖しており、出荷量や出荷時期が天候などに左右されないという特徴があります。しかしながら、現時点では民間事業者との契約上、需要が供給を上回っており、ふるさと納税の返礼品としての提供は難しいとの回答をいただいております。今後も、事業規模の拡大時期や加工品の製造可能性について、同社と協議を重ねてまいりたいと考えております。

一方、食用ウサギの事業者につきましては、現在、2品目を返礼品として登録しており、これらがふるさと納税を通じた岬町の魅力発信に寄与することを期待しております。現在、ペットフ

ード10品目が追加申請中であり、さらなる充実を目指しているところでございます。

引き続き、両事業者を初めとする地元事業者と密接に連携し、地域の特色を生かした返礼品の拡大に努めてまいります。また、これらの取組を通じて、ふるさと納税制度が岬町の地域経済の活性化に一層寄与するよう尽力してまいります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 答弁いただいた陸上養殖事業者は、新たに深日地区において、水槽を3基増設されています。そして、さらに残った土地にあと4基計画されているとお聞きしております。どんどん需要拡大していただき、トラフグの出荷の後は、岬サーモンの養殖に変わるようであります。これからは、ふるさと納税用に振り分けていただくよう、協議をしていただきたいと考えます。ふるさと納税額が増加することにより、一般財源に回すことができ、これが現状の得策と私は考えます。よろしく対策をお願いいたします。

これで、私の令和6年度12月定例会一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 令和6年第4回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

田代町政も、いろいろな課題の解決のために厳しい財政事情の中で頑張っておられますが、本当にこれからは正念場であると期待をいたしております。住民の方々に、本当に住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思っていただけるいろんな施策を推進していただくことをお願いして、一般質問を始めさせていただきます。

1点目は、風光明媚な長松海岸周辺の環境保全についてお伺いいたします。

長い歴史の中で、魚付き保安林として海岸周辺を守ってきた海岸の松林が一瞬にして多くの松が枯れてしまいましたが、元教育長の里中先生や多くの団体が植林などをしながら守ってきましたが、ある時期から保全について全く行っておらず、その結果、松くい虫の被害に遭ってしまったと思われます。

枯れたものは仕方ないといいたしましても、これからこの保安林をどのように対応を検討しているのか。また、長松海岸は岬町ではどのような位置付けになっておられるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えいたします。

長松海岸は、小島自然海浜とともに大阪府で唯一残る自然海岸で、関西国際空港、淡路島、明

石海峡大橋、神戸の町並みが一望でき、磯遊びもできます。その長松自然海岸にある松林は、本町教育委員会の里中元教育長が整備にご尽力されるなど、長年にわたり地域の方々から承継され、地域住民の皆様に親しまれてきた大切な地域資源と認識しております。加えて、この松林を含む一帯は、魚付き保安林として指定されております。

魚付き保安林とは、森林法に基づき指定される保安林の一種で、波風から防除するだけでなく、魚介類の生息環境を保護する役割も担う森林として位置付けられ、本町の主要産業である漁業と深く関わる大切な森林であると言えます。また、松の木は、自然豊かな本町を代表する木として、昭和50年10月13日に制定されております。

以上のことから、松林を含む長松自然海浜一帯の環境保全に努めることは、本町の重要な責務であると考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 松林の再生は、やはり、日にちがかかりますね。できるだけ早く保安林を再生させるために、町内のいろいろな団体に呼びかけて、植林をやってもらうとか、住民にオーナー制を取り入れて植林をしてもらうようなことや、森林環境譲与税を活用してもよいのではないかと私は思っておりますが、そのようなお考えは持てないのかどうか、お伺いをいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にご答弁させていただきます。

まず、松枯れの発生時期や原因についてご説明をさせていただきます。

松枯れは、典型的に夏から秋にかけて急激に症状が現れると言われております。今年の夏は特に気温が高く、松枯れに感染後、一、二か月程度の短期間で松の木が枯れてしまったと考えております。

なお、松枯れが発生する原因につきましては、マツノザイセンチュウという病原線虫とそれを媒介するマツノマダラカミキリという媒介昆虫によって引き起こされる現象で、マツノザイセンチュウが木の内部に侵入し、水分や栄養を運ぶ道管をふさぐことが原因で木が水分を吸い上げられなくなり、枯れてしまいます。また、松枯れが発生すると被害が周囲に拡大し、枯れた松が風などなどで倒れる危険性もあるため、感染した松を早期に伐採して処分することが適切であると言われております。こうしたことから、長松自然海岸の松林におきましても、本年8月頃から枯れた松が目立ち始め、複数の住民の方からも通報をいただき、本町と造園業者で状況を確認し、長松自然海岸に植林された約330本の松のうち、7割を超える242本の松に被害が確認され、11月中に伐採を完了したところでございます。

なお、財源につきましては、長松自然海岸一帯の森林が保安林に指定されていますことから、森林環境譲与税を活用できることを確認した上で、枯れた松の木の倒木や周辺の松に広がらないよう早急に被害の拡大を防止する必要がありましたので、専決処分に対応させていただき、明日の本定例会２日目で承認をお願いすることとしていますので、よろしくお願いいたします。

次に、松林の再生についての考えをご説明させていただきます。

松枯れの被害によりまして、約７割を超える松の木を伐採いたしました。残された松につきましては、しっかりと養生を行い、再生のための方針を取りまとめ、計画的に植林や養生を進めていきたいと考えております。

まず、養生につきましては、薬剤散布や樹幹注入、枯れた松の伐採及び植え替えなどの手法があるようですが、この手法のうち、長松海岸の立地に適した防除方法を採用し、松枯れの感染予防に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の松枯れにより失われた景観や森林を再生するため、来年度令和７年４月から植樹を進めて、松林の再生に取り組みたいと考えております。また、松林の再生に向けては、地域の皆様に協力してもらい、植樹イベントなどの催しや自然環境の保全や再生の重要性を学ぶ場の提供など、地域全体で保全していけるような仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、今回の経験を踏まえ、再生した松林の健全な成長を支え、松枯れの再発を防ぐための知識を習得し、環境保全に取り組み、大切な地域資源を後世に残していけるように努めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 担当理事からご回答いただきました。本当にあれだけ何年もかけて長松海岸の保全がなされてきた、そういう経緯というのは、これを取り戻すことができないわけですね。ですから、やはり日頃の管理ということは大切であるということをしかりと認識していただいて、ご答弁いただきましたように、地域全体で保全が行われていくように、いろんな取組を早急にやっていたくようにお願いをしておきたいと思います。

加えて、特に風光明媚な長松海岸は、日本の夕陽百選にも選ばれておりますが、以前は町内の団体が夕陽百選に選ばれている看板を設置いただいておりましたが、破損しております。

和歌山県などは、統一したモニュメントを設置しておりますが、長松海岸にモニュメントを設置してはどうかと思いますが、そのお考えはございませんか。お伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの道工議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の長松自然海岸から臨む夕日は、対岸に広がる淡路島や明石海峡大橋、関西国際空港を一望できる絶景として知られております。そして、その美しさが評価され、日本の夕陽百選選考委員会により全国の夕日の名所の中から日本の夕陽百選に選ばれ、多くの住民の皆様にも親しまれるとともに、本町を訪れる観光客にとっても大きな魅力の一つとなっています。日本の夕陽百選に選ばれた景観を持つことは、本町の観光振興や地域のブランド力の向上において重要であると言えます。

このため、本町ではこれまで公式ホームページやSNSなどを活用して、その魅力の発信をしまいいりました。一方で、岬ライオンズクラブ様や観光協会を初めとする地域・団体の皆様でベンチの設置や夕陽のまちの看板の設置をいただいた経緯がございます。

夕陽のまちの看板におきましては、先ほどありましたように、経年劣化により現在は撤去され、その後の更新ができていない状況でございます。議員ご指摘のように、現地での案内が十分でない点は課題として認識しております。そのため、長松自然海岸に日本の夕陽百選に関連するPR看板の設置を検討し、夕陽スポットのさらなる魅力発信に向けた取組を行いたいと考えております。

ちなみに、近隣の和歌山県のお話がありましたが、問い合わせたところ、県の観光連盟が規格を統一してモニュメント看板を設置しているというふうに聞いております。大阪府では、そのような統一したモニュメント看板はないとのことですので、町独自でのPR看板の設置を検討し、夕陽のきれいなまちとして広くPRしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 海岸で夕陽を見ようとしても、その場所がきちっと整備されてない。先ほどお話しございましたように、岬ライオンズクラブなどが、かさ上げされた堤防の通路の部分にベンチを設置していただいて、何とかそこから夕陽を見ることができます。

長松からちょうど岬海岸番川線の一部を海のほうにせり出して、モニュメントとか掲示等をして、ベンチを置いて、そこで見れるような、そういった設備をできないのかどうか、改めて再度、お聞きいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えします。

町道岬海岸番川線の一部に夕陽や景観を眺めるスペースを設置できないかにつきましては、現状の道路は海側にはスペースがないため、海に張り出しを設け、展望ステージのようなものが必

要となってまいります。防潮堤のない箇所の町道岬海岸番川線について、まず海側に展望ステージのような構造物の設置を行うためには、自然海浜の埋め立てなど、大阪港湾局や関係部局と協議が必要となってまいります。

今後、その協議結果を踏まえつつ、大阪府唯一の自然海岸の自然環境の保全に配慮し、人々が海と触れ合える空間の創造に努めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 自然海浜の部分はなかなか難しいと思いますが、その部分というのは限られた部分ですから、それを外してでも、埋め立てる必要はないと思います。ポールか何かを打って、下には海をそのまま見せられる、そういった構造もできると思うので、ぜひともその辺を考えていただいて、大阪府等も協議をしていただきたいと思います。

それと、あと町道岬海岸番川線、私もよくこの道を通って役所のほうに来ますが、本当にお天気がよければ、風光明媚なすばらしいロケーションです。

深日港側の海際に設置されている安全柵がとても気になります。大変、危険なところが最近よく目立ちます。潮で腐食してつぶれている、トラロープでつり下げている、そういうところが大変目立っておりますが、担当課では認識されていると思いますが、これらの補修などをどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、補修費用は令和3年度から予算を承認していただき、計画的に補修を行っております。町道三崎海岸番川線の車両防護柵は、全体で約620メートル設置しております。しかし、当道路は海に面しており、直接、潮風や波が防護柵に当たるため腐食が進んでおり、改修が必要な約188メートル、全体の約30%を令和3年度から5か年計画で実施しており、令和5年度末で103メートルを改修しました。また、令和6年度からは横方向の部材が木製の車両防護柵を採用し、景観性の向上を図るとともに、財源としまして、木材部分に関しましては森林環境譲与税を活用しております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 620メートルですか。そのうち188メートルが危険なところだと。それも、年次計画をお立てになって対処しようとしておられますが、私はこんな問題は年次計画の問題じゃないと思います。

淡輪側のほうがコンクリートを約30センチぐらい立ち上げて、ポールを打っていますよね。

ああいう構造でもいいのではないかと思います。あれでしたら、潮風には強いですから。何かもう少し考えていく必要があると思いますが、再度、長松海岸の保全と海岸付近の整備について、担当に聞いても、あまりそれ以上進まないと思いますので、その辺、何か町長のお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問については、7点ほどいただいております中で、各担当のほうから説明、また答弁させていただいたとおりでございます。

まず皆さま方に、また住民の方にお詫びを申し上げないといけないのは、やはり、貴重な自然海岸でもあります長松海岸の松林が枯れてしまったこと。いくら病原菌によるものだとしても、管理不行き届きということに対して大変申し訳ない、このように思っております。大変申し訳ございません。

この件につきましては、先ほど担当理事のほうから説明のあったとおり、既にもう枯れた松の木は全部伐採をしております。そして、あと3月から4月に植え込みの時期と聞いていますので、一気にその時期に枯れた松の本数を植え込みをしたいと。どういう方法でやるかについては今後の検討も必要ですけれども、できるだけ住民の皆さん方の参加を得ながら、またそういった団体の方にも力を貸していただいて、植え込みを進めたいというふうには思っております。これについては、やっぱり専門分野である方々のお力もなければならぬので、そういったことも含めて、直ちに検討に入るようにと指示はしております。

それから、前後になって申し訳ないんですけども、今、長松海岸の防潮堤の防護柵については、道路の狹隘部、狭い部分と広い部分があって、広い部分については、道工議員がおっしゃるように、コンクリートでかさ上げして、車をはみ出しても転落しないことはできると思いますが、淡輪側寄りのほうで、以前、土砂崩れが起きて非常に大変な状況があったの件は、ちょうど私が町長に就任して間もなくだっように記憶しています。どうしても狹隘で、なかなか事業費がつかないということで、狹隘事業という形で、通常、住民の皆さんが日常生活に行き交うということで、補助金をいただいて、そして南海電鉄さんのお力を借りて道路整備、また斜面の整備をした経過がございます。そのときに、どうしても防護柵は何とかならないかということも検討に検討を重ねましたが、やはり防護柵をすることによって、車の交差ができないという事情があって、今、ポール式のが立っているのはそういう事情で、ポール式にしております。

深日側寄りの広い部分については、景観の問題もありますが、やはり非常に車のスピードが出

やすいということで、海に転落してはいけないということで、ああいった形は過去から進められてきております。

これもご承知かと思いますが、なぜ年次計画にしているのかというのは、財政が厳しい状況にあります状況で、優先順位を決めながらやっております。その中で、どうしても一括に予算が組めないということがあって、段階的にやってきたという経過があります。できるだけ早く事業完了しないと、万が一のこともありますので、その辺は十分気をつけていきたいと思っております。

それから、岬町の夕陽百選の景観の問題、一番大事な問題ですが、当時、かさ上げのときには、景観を取るか、人命を取るかという話もありましたので、私は大阪府に対して、人命優先という形で、防潮堤やむなしということで結論を出した経過があります。その中で、陸から見られないので、できるだけ防潮堤の上から、岬町から淡路島、そういった日本の夕陽百選が一望できるためにも、歩道を作ってほしいということで、上の部分は歩道はできていると思います。階段もできています。ただ、おっしゃるように、家族連れの方で、ちょっと夕陽を楽しもうかという一つのスペースは欲しいなということはおっしゃるとおりでありますので、これは水産局になるのかは分かりませんが、そういった関係者と協議をして、なるべく早い時期に計画を立ててまいりたいと、このように思っております。

それから、看板の件については、担当のほうからあったとおり、統一化した看板にできるだけしていきたいなというふうに思っておりますので、その辺、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。もし答弁漏れがありましたら、また答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 一つ、町長におっしゃっていただいているように、厳しい財政事情は我々もよく分かっています。その中で、やはり、創意工夫をしていただいて、危険なものは先に対応いただくことが必要かと。

先ほどの松の問題でもそうです。またあと七、八本枯れていますから。以前は、観光協会の皆さまなどに、何か年間25万円ほどの補助金を出して、松の管理もしていただいていたね。その当時は、松くい虫にかからんように注射なんかをして、観光協会の皆さまがやっていました。多分、二、三年前だと思いますね。それが切れてしまって、今回、いろんな条件が重なっていると思いますが、やはり、しっかりと保全をしていくこと、そういうことは大事だと思いますので、多分、前の里中先生が草場の影で泣いてはるの違うかなと。あれだけ一生懸命に、私らも何回も

植えに行きました。若い職員の方は分からないと思いますが、1本ずつ手植えをしてやってこられて、それがあれだけ大きくなって、枯れてしまっているというのは本当に寂しい思いがありますので、一日も早くそういった管理の面も含めて、植林についてしっかりと頑張っていただきたいということをお願いしておきます。

2点目は、私はこの件については気になりますので、何回も質問させていただいていますが、みさき斎場の整備についてお伺いしたいと思います。

私は月に1回はお墓参りに行きますが、ここ数週間前にえらいことが起きているということに気付きました。3基ある斎場の炉は、今、1基しか動いていない。1日、11時と3時やったか、2人しか埋葬できない、焼けない。こういうことを知りました。そして、いろいろ聞いているうちに、基盤が傷んでいるとか、いろいろ工夫をしながら、その1基も一生懸命動いてくれているようですね。

1日に2件、仮に火葬があったときはいいけど、3件あったらどうするのかな。以前もありましたね。以前は私は、町長をお願いして、他市町で火葬していただく金額が岬町と全然違いますから、その差額を町で負担してあげてほしいということをお願いして、そうやっていただきました。

いろいろと修理についても、大変なことも分かっています。今回は、特に補正予算でもまた基盤の交換の費用も上げていただいていることも認識しています。ただ、やっぱりこれから抜本的に、もう少しどうしたらやっていけるのか、その辺のことをお考えになっておられるのかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　道工議員のご質問にお答えします。

淡輪火葬場は、平成11年3月に新築され、25年が経過し、これまで火葬炉の焼却炉並びに棺を乗せる台車の耐火物の打ち替え工事を始め、各火葬炉の計器の取り替えなど人体炉3基をローテーションしながら、火葬に支障が生じないようにメンテナンス工事を行ってきたところです。しかし、新設から相当年を経過していることから、火葬炉の設置メーカーは、現在では撤退し、これまで保守工事などを担っていた当時の設置業者におきましても、一部業種を廃業している現状です。

これらのことから、火葬炉のシステムや計器類の交換業務においては、欠品を初め、システム不具合に対処できず、修理に相当な時間を要している現状です。現在、人体炉3基のうち1基のみで火葬を行っており、残る2基のうち1基については、数か月前から計器類の交換を依頼して

おります。また、もう1基につきましては、台車と火葬系列の不具合により火葬できない状態が続いております。これにより、1日2件の火葬がある場合、2件目のお骨上げまで数時間を要する現状でございます。ご遺族の皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。

将来的には、火葬場の全面改修など、具体的に検討する時期が来るかと思いますが、まずは火葬炉2基をこれまでと同様に稼働させ、葬儀に支障がないよう進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 平成11年の3月に新築されて、もう25年経過していますよね。当然、高温ですし、炉は大変傷みやすい。以前にお願いをして、停電時は、これも大変でした。停電時に火葬しているときに、途中で電気が切れてしまって、半焼けのままでどうしようも対応できなかった、そういうことも以前にありました。その後、電気設備をつけていただいた。本当にこれは嬉しかったですが、利用する立場から言えば、当然、その日のうちに火葬してもらえと思っているわけですよね。担当の方は、三つ出てきたら、1日待ってもらわないと仕方がないと。もしくは他所へ行っていただかなければならない。このようなことのないように、ひとつぜひともお願いをしておきたいと思います。

本当に、焼却炉は、どんな焼却炉でもそうです。物を燃やすところは高温ですから、大変傷むのは激しいと思いますが、その辺、町長も当然、十分ご認識いただいていると思いますが、火葬炉のことについてお考えがあれば、ひとつお聞きしたい。

私は、以前にもこれを申し上げましたが、淡輪火葬場、これは名前を変えたほうがいいのではないですかということを、以前にも指摘させてもらっています。それは、深日火葬場と二つあったときは、淡輪火葬場はこれでよかったんですが、今はもう1箇所しかない。これ、岬火葬場に早急に変えるべきだと思います。そういうことも含めて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、火葬場の炉は今、2基止まって、1基で火葬している状況であることは報告で聞いておりますし、管理者である方にもそのこともお聞きしております。

そういった中で、今はその都度、保守的に修理をしながらやってきておるんですけども、なかなか次から次へと問題が起きて、おっしゃるように、そういった亡くなられた方のご遺族の方に大変なご迷惑をかけたこともあるかと思います。現在は、他の近隣の市町にお願いをして、でき

るだけそちらのほうで火葬していただく、そういうふうにして、その費用の足りない分については町のほうで補助しておりますので、その辺は問題ないかなと思っておりますが、ただ、岬町の町民の方がやはり余所の所へ行って火葬するということはあまり好ましくないので、当面、ご辛抱していただいて、私は、先ほども説明があったとおり、平成11年に建設して以来、長い期間が経って老朽化しておりますと。聞くところによりますと、先ほど担当は、一部事業種を廃業とか、当時の業者は既にもう当該事業を行っていないと、このように聞いております。ですから、どなたにお願いしていいのかも手探りの状況であることも報告を聞いております。

また、現在の制御盤等は、コンパクト方式で、箱型を作ってから、施設に入れる、そういう形に変わってきておるというふうに聞いております。しかし、岬町の火葬場は、頑丈に作られていて、壁を破って入れるということができない状況であります。進入路から入れるとなると、火葬をやっているときには工事ができない、火葬を全部止めなきゃならないというような状況がありますので、その辺を、どこかの壁を開けて、制御盤等を入れられないか、それも検討するようにと指示もしております。ご迷惑のかからないように計画をしてまいりたいと思っています。

かなりの財源が必要でありますけれども、いろんな制度を用いても、何とか財源確保して頑張っ
てまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ひとつよろしく願いしておきます。

それともう1点、岬斎場の駐車場、これも何回も質問させていただいているのですが、一向に改善されておられません。いわゆる駐車スペース、ラインを引いている、非常に、倍と言ってもいいと思います。特に下の葬儀場と二つが重なる場合は、大変なことになります。

その後、この駐車場の問題をどのようにお考えになっているのか、ひとつお聞かせいただきたい
と思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 道工議員のご質問にお答えします。

火葬場の駐車場の整備につきましては、これまでも議員からご指摘をいただいております。しかし、火葬場周辺に整備できる十分なスペースがないことから、遺族会で英霊墓地を整理する案も
もいただいており、引き続き、駐車場スペースの確保を検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 先ほどの道工議員さんの質問漏れがあつて、淡輪火葬場の名前を変えたらどうかとい
うご質問もあつたかと思います。これについては、今は1基しかございませんので、これも町が

考えるのではなく、ネーミングを募集して、どういう名称にするか、今の名称を変えていくことはやぶさかでないと思っております。

それから、最後のご質問の中で、英霊墓地についての整備ですが、これは道工議員さんは当時の、今も会長さんか知りませんが、お話を聞いたときには、あと何人かの了解を得ないといけないという話があって、私は、そこで止まっていたように思うのです。その後、整理がついた場合は、できるだけ1か所に固めて、どういう形にするのか。今の墓標をそのまま積み重ねていくのか。それか、墓標をなくして名盤だけでやっていくのか、そういったことがまだ協議上、私のほうには来ておりませんので、放置しているというわけではなくて、それを待っているというのが私の今の立場であります。できるだけご慰霊の方と行政とその辺を整理していただいたら、駐車場のスペースはしっかりと取れるんじゃないかなと、このように思っておりますので、ひとつご協力をお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ひとつ、その辺はよろしく願いしておきたいと思います。特に、上がっていて、坂のところの右側に、二、三年ほど前に作っていただいた駐車場が、ここで2回事故が起きました。いわゆる柵を飛び越えて、墓に突っ込んだ。2回で12基のお墓を破損しています。全部やり替えです。こんなことが今後あってはならないと思いますので、今、ご指摘いただきました淡輪遺族会、いわゆる戦没者のお墓の整備については、今、進めておりますので、それがもう整っておりますから、また町にご相談をさせていただきたいと思います。

いろいろ申し上げました。何回も申し上げますけれども、町財政も本当に厳しいことは十分理解はしております。ただ、必要なものは放っておけない。ぜひとも早急に対応していただけるものはよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 道工晴久君の質問が終わりました。

それでは、お諮りします。暫時休憩したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

それでは、暫時休憩いたします。再開は、14時45分からいたします。

(午後 2時35分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

一般質問を再開いたします。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の許可を得まして、発言させていただきます。大阪維新の会岬町議会議員団代表、谷崎でございます。

質問3点ございまして、まず第1点でございますが、防犯カメラの設置無料化について、ご検討願いたいと思います。

現在、深日の要望による設置については、町が全額負担をしておると聞いております。ただ、自治会要望により設置される場合は、設置費用の2分の1、最高限度額20万円までを補助、1基当たりですね。かつ、自治会において同一箇所でも5年間維持し、自治体負担で維持費を賄うことになっております。ただ、自治会の規模には相当数の違いがございます。数10軒から成る自治会と、400軒以上から成る自治会がありまして、資金負担力にかなり大きな差があるというのが実情でございます。

初期負担能力の差が大きい、そういう申請に対して、町のほうで優先基準を設定し、設置要望に対する順位決定を行い、かつ、できれば初期費用の全額補助、優先順位の高いところと判断される決定をしたところには全額補助をするという対応をすることが防犯上の正しい取組ではないかと考えております。設置基準の改定を求めるものでございますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 谷崎議員のご質問にお答えします。

本町における岬町自治区に対する防犯カメラ設置補助金は、自治区で行われる自発的な防犯活動を支援することを目的とした補助制度であり、補助金額は毎年度予算の範囲内で自治区が負担した設置に係る費用の2分の1、上限額は20万円としているものでございます。申込みに係る期限を設けずに、申請があり次第、逐次審査の上、補助決定をしておりますことはご承知のとおりです。

このたび、ご質問いただきました内容のうち、補助金額に係る事項につきましては、令和7年度からの実施を目途に、上限額の引き上げ等も含めた検討をしてみたいと考えております。

補助金額以外の事項につきましても、当該補助金に係る要綱は、平成27年の制定後10年近く経過したものであることから、住民が利用しやすい制度としていくため、時代にそぐわない部分に対する改定は必要であると考えます。

設置要望に対する順位設定につきまして、ほぼ同時に複数の補助金交付申請があり、予算の範

囲内では全てを採択することができない場合は想定できます。その際、あらかじめ優先基準を定めておくことは、事業の円滑な遂行に寄与するものと考えます。しかし、優先基準を定めるに当たり、照明の少ない薄暗い道など、ほかに解決方法が見出せるものや、犯罪が起こるかもしれない場所であるとか、主観に頼ったような判断基準が曖昧なものは避けるべきであるため、順位設定のための基準を策定する場合は、慎重な検討が必要と考えております。ただし、自治区が防犯カメラの設置を検討する際に、自主的に警察など防犯の関係者に参考意見を求めて設置場所を絞り込むことは有効と考えますので、相談を持ちかけられた際には助言に努めるようにします。

また、さきにご説明いたしましたとおり、補助金額につきましては、機器の性能向上に伴い、導入価格が増加した場合など、上限額の見直し等による対応を検討する余地はあるかと考えております。しかしながら、そのような場合であっても、負担の公平性を考慮すれば、自治区の判断で設置されるものを無条件で全額補助するのではなく、機器の性能に見合った額とするべきであり、上限額の設定は必須であると考えます。

また、ご質問の中にありました自治会の規模がかなり異なり、初期費用負担力に差が大きいというご質問につきまして、自治会の規模とは、自治区の属する世帯数、自治区の面積及び設置費用を負担するための資金状況などが想定できますが、これらを基にした明確な基準を設けることは困難であると考えます。

まず、自治区の世帯数につきましては、広報等の配布のために集計した資料から多寡は把握でき、自治区の面積は地図等からおおよその範囲は把握できますが、いずれも相対的な大小の比較に過ぎず、その結果を補助金交付の可否や金額に反映させることは適当ではないと考えます。また、自治区が独自に徴収している自治会費や自治区で管理している預貯金などは把握していないため、資金状況を基準にした判断も困難です。よって、自治区の規模をいずれかの指標により区分し、費用を負担する能力の差を判断することはいかなるものかと考えます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 後半のほうで、自治区の能力、自治区の規模という話がございましたが、そういうことを言っているのではなしに、実際、自治会で必要と意見が出てきた場合、公的に何らかの基準で、あるいは警察関係に相談して、それを基準として決定すると、そういう手続が必要ではないか。かつ、自治会の能力は確実に差がありますから、半額負担だけでいいのかどうか、その辺りをもう少し調整すべきであるということが要望・意見の真意でございます。自治会の財政状況等々に頼らないで、まず防犯施策上、何が必要なのか、どういうふうに判断できるかという基準を改定されるべきであるというところでございますが、いかがお考えですか。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは先ほどもご質問に答弁させていただいたところでございますが、金額等につきまして、令和7年度からの実施を目途に、上限額の引き上げ等、この中に負担の割合であるとかも含めた検討をしてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 できれば、町側の負担額の上昇など、あるいは基準の明確な、誰が見ても納得できる基準というものを考えていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問でございますが、公共下水の届かない地域の生活排水の処理、合併処理についてです。

令和3年3月と同年6月、また令和6年3月にも質しておりますが、地域を定め、集中処理あるいは合併処理の検討を進めるとされておりますが、検討の予算化、行程はどうかということと、また岬町廃棄物減量等推進審議会において、生活排水処理形態別人口等の資料でも、処理率の推移も過去10年以上、10年間資料でしたけど、10年以上、大きな向上がございません。合併処理の増加や非水洗化の人口の減少を図り、集中処理、合併処理の検討を進めるべきであると考えております。また、過疎適用を十分に活用する取組を行うべきですが、それもあまりなされていないようでございますが、どういうふうに取り組まれていくつもりか、予算立てをお聞かせ願いたいと思います。

○竹原伸晃議長 下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

令和6年9月の定例会で、今後、公共下水道区域外の整備は、合併処理浄化槽での整備を考えており、現在、公共下水道区域外整備の活用できそうな国庫補助事業、公共浄化槽等整備事業、環境配慮防災まちづくり浄化槽推進整備事業等を調べており、今後、公共下水道区域外の整備は、合併処理浄化槽での整備を考えていますと答弁させていただいております。また、町長より、調査研究費の予算化は、公共下水道区域外の整備のめどが立った時点で検討し、市街化区域の公共下水道整備を最優先して早く完成したいと考えております。

また、過疎債は過疎地域持続的発展計画の中で、特に必要と必要性の高いものについて過疎債を導入しながら整備している旨の答弁をさせていただいております。

公共下水道区域外の整備は、当面の間、水質保全のため、個人設置型の合併処理浄化槽設置を推進していきたいと考えております。個人設置型の浄化槽設置を推進するために、合併処理浄化

槽設置補助金の広報を今までは6月号の岬だよりだけでしたが、令和6年度より岬だよりと併せて、公式LINEで広報を行っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 確かに答弁でいただいておりますが、個別合併処理の補助は難しいという答弁もいただいております。ただ、そのときのお話で、今もございましたが、集中処理についてはめどがついてから行うということなのですが、これ、過去10年以上、めどがついておりません。現在は、公共下水の枝葉を伸ばしていくということに専念されておりますが、3年前に過疎債、過疎法の適用がありまして、せっかく過疎法の適用を受けながら、真に困る市街化区域から離れている調整区域内とか、あるいは僻地というか、ちょっと端のほうで公共下水に入らない地域をほったらかしのままにして、公共下水を伸ばすことに専念するというのは、行政に当たる者としての瑕疵ではないかなと。この点について、担当部局、せんだって全協でも確認しましたが、合併処理槽は衛生費であり、下水道部門で予算要求すると聞いておりますので、下水道会計にこだわらず、増額は可能ではないのかと。そういう点について、担当ないし町長はどのようにお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

先ほど下水道事業について、また過疎債については担当の説明どおりであります。ただ、今、谷崎議員から公共下水道を最優先して合併浄化槽、そういった公共下水に入らない地区にては、放置しているのではないかという言葉がございました。全く、それは町としては、放置しているわけではなくて、広報紙等で合併浄化槽を希望される方の要望等をやって、毎年1件ないし2件、また3件とか、いろいろそれに対しての補助制度を設けて設置をしていただいているということをご理解いただき、何も放置しているわけではないのです。そのことは、十分理解をさせていただきたいと思います。

過疎債を利用してということが都度出ますが、過疎債は全町的な事業に対してやって、ハード事業でもあり、ソフト事業の中でも過疎債を使う。時として、公共事業にも使う場合もありますが、合併浄化槽、つまり調整区域外とか、また認可をしていない場所で、認可できない場所、いろいろあります。その中で、特に住民の声を申し上げますと、公共下水をつないだとしても、お独り住まい、また老夫婦の方については、もうそんなのつながんでいいよと。もう、われらはもう今の状態で、そんな大きな金かけても、もういくばくもない年代やからというご家族もありますし、今おっしゃるように、浄化槽をやりたいというところもあります。人それぞれ、その家庭

によってまちまちですけれども、できるだけ公平性の原則を守りながら、浄化槽の希望があれば、きちっと助成金を出しております。

申し上げますと、先ほど浄化槽の上限のかさ上げの話も出しましたけども、参考のために申し上げますと、5人槽の場合は、町は、大体工事が100万円近くの設置費用がかかる場合については33万2000円ぐらいの補助を出しております。約四、六ぐらいか七、三前後になるかと思えますけども、7人槽になると44万4,000円補助金を出しております。それから、10人槽では54万8,000円、こういうものをもって補助制度を設けております。これは、国と大阪府と町とでやっております。

そういった中で、毎年、そういったご質問もございますし、できるだけ下水道のない地域については、ある程度は町もてこ入れしなきゃいけないなということで、私どもとしては、上限をもう少し上げたらどうだという検討をしております。しかし、それをどこまで上げるかというのは、その要望の条件もいろいろありますから、機種とか、いろいろありますので、現在、国、府、町で3分の1ずつ補助を出していますので、それはご理解していただきたいと。その上に、町の補助分を単独でかさ上げしようかという検討をしているというふうに理解していただきたいと。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ちょっと3年以上前の令和3年3月、6月と申し上げていると思いますが、たしかあの頃、千早赤阪村に行って、過疎債をうまく使って100万円ぐらい、90万円、100万円かかるのがほぼ無償になっていると。あと、つなぎ込みの費用だけだと。取り替えですね、便器とかの。30万円ぐらいだと。だから、今、33万円あるいは三、四十万円補助されているところをぜひかさ上げいただいて、もう少し負担を少なくして、取り残すことがない。取り残すという言葉が悪いですけども、市街化区域の下水道エリアだけに専念するのではなく、10数年以上ほったらかしになっている、そういう地域にも目を向けて、きちっと取り組んで仕上げていただきたいというところです。

公共下水にばかりに目をとられておりますと、そういう同じような利便性というんですか、便益を受けられないという問題も起こってきます。千早赤阪村ではほぼ満額、100万円近くの補助になっておったかと思います。ちょっと正確な数字は分かりませんが。ぜひともそういう取組を進めて、補助金の町のかさ上げをしていただきたいと思います。それが過疎地域に指定されて、過疎債まで出るのに何もできないのかと。孝子も、東畑も西畑も淡輪のところも深日のところもほったらかしという意見もあります。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、シルバー人材センターなど公益法人化についてですが、令和6年3月、公益法人化につ

いては認定基準が高いが、社会的にも信用が得られる公益法人化に向けて検討を進めるという答弁をいただいておりますが、現状と、今後の行程はどうか。ほかの法人においても、公益的観点から事業維持や組織拡大目的になって、資金獲得にわたることのないよう、運営の補助や適正な管理指導をしていく必要があるのではないかと思います、どのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターの公益社団法人化の取組につきましては、岬町シルバー人材センターからは、公益社団法人になれば税務上の優遇措置が受けられ、社会的信用が向上する一方、事業活動の制約や事務作業の増加とともに、法律や会計の専門的知識を持つ組織の整備が必要となります。公益法人化を目指すに当たり、組織の維持・運営に係る人的コストと公益法人化で得られるメリットを比較し、慎重に検討を進めているところですとのことでございます。

現在、岬町シルバー人材センターでは、会員数の減少、インボイス制度への対応など課題を抱えており、公益法人化の時期につきましては、現在、未定のところでございます。

いずれにしましても、公益法人化には時間を要することから、当面、シルバー人材センター事業が定年などで現役を引退された高年齢者の経験や能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得られる機会であり、また、その目的が広く地域社会の利益にかなうものであることから、岬町シルバー人材センターには、まずは公益的な団体として住民の皆様に理解と信頼が得られるよう努力していただき、岬町といたしましても、岬町シルバー人材センターが現在抱えている課題のため、より一層連携を図ってまいりたいと考えております。

また、その他の法人についてのお話でしたが、岬町社会福祉協議会につきましては、社会福祉法人でありまして、適正な法人運営を確保するため、社会福祉法第56条の規定に基づき、所轄庁として、大阪府から権限移譲を受けた広域福祉課より定期的に指導監査が行われております。直近では、令和5年12月27日に指導監査が実施され、指導監査の結果、改善報告を要する指摘事項がなかった旨の報告を受けております。また、重大な問題を有する場合に実施される特別監査は受けておらず、岬町社会福祉協議会は適正に管理運営がなされていると認識しているところでございます。

○竹原伸晃議長　谷崎整史君。

○谷崎整史議員　先ほどの公共下水でちょっと一言忘れたことがありまして、集中処理の検討についての調査費がつかなかったと聞いておりますので、これも非常に懸念しております。目途がつか

かなくても、調査すべきものは調査すべきだなということで、希望だけ添えさせていただきます。

現在の部長の回答、ありがとうございます。

シルバー人材センター、広域化を進めていただいて、より明明白白と公正な事業ができますようにご尽力いただきたいと思います。

また、社会福祉協議会とかもいろいろございます。赤い羽根1個当たり300円、歳末たすけあい1個あたり200円募金、なぜその額か。日本赤十字は145円だったかな、1個当たり。歳末たすけあいと赤い羽根はたしか還付があるんじゃないですかね。だから、事業規模を決めてから、募金額を決めております。都市部に行くと、100円でも、50円でも間に合うんですね、人口が多いから。事業規模を決めて、事業を維持して、徴収額を決めて割り当てていると。この制度自体がちょっと問題があるなと思っております。

それと、あと社会福祉協議会などで自治体に行事を求める前のちゃんとした事業保険、これなどもきちっと適正に運用されるよう御意見をさせていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って、質問をいたします。

初めに、ヒアリングフレイル対策についてお聞きします。

フレイルとは、簡単に言えば、加齢により心身が衰えた状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味すると聞き及んでいます。

では、ヒアリングフレイルとはどういう状態を指すのか、お聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

ヒアリングフレイルとは、聴覚機能が低下して、人や社会とコミュニケーションがうまくとれず、心身のストレスを抱えたり、生活機能が衰える状態を言います。ヒアリングフレイルをそのままにしておくと、自分に自信をなくし、家に閉じこもりがちになり、人との交流や会話を避けるようになることで、運動不足による身体機能の低下または認知症のリスクにもつながる可能性が高まると言われております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまヒアリングフレイルについての状況を確認いたしました。

新聞記事によりますと、加齢によって耳の聞こえ方が悪くなっているのを放っておくと、周囲との関わりが減って孤立するようになり、認知症や鬱病のリスクを高める懸念があるとありました。今、部長に説明していただいたとおりであります。そして、課題としているのが、社会全体で高齢者の難聴に対する認識が足りておらず、適切な対応ができていないことを指摘しています。例えば、大声で話しかけられても、きちっとした言葉として聞き取れない場合、これは高齢者本人が周囲から声をかけられても、はっきり聞き取りにくいと、そういう場合、これはたとえ家族からでも、何度もそういう伝わりにくいというのがあると、家族もだんだん、何回も言ったり、また本人も聞き直したりするので、だんだん声が大きくなっていくんですね。家族が大きな声で話すと家族から大声で話しかけられることを心理的圧迫に感じて、怒られているように感じるんですね、しまいにはね。それで、最後には聞こえたふりをすると。聞こえたふりを繰り返していくうちに、だんだん孤立していくケースがあると。

また、医療機関での認知機能検査のとき、医療機関でちょっと認知機能があやしいからと検査を受けると。その検査のときに、医師からいろんな質問がありますね。その質問に対しても、その質問がはっきり聞こえていない、理解できていない。理解できてないまま受け答えすると。そういうことで、認知症と誤って判断されているケースもあるということが指摘されています。

家族や周囲の人もそうですが、本人自身が自分の聞こえづらさを意識していない場合もあると思います。はっきり認識していないんですね。ちょっと相手が声が小さいのかなと思ったり、自分の耳の遠いことを思わずに、自分で聞こえづらいというのを意識していないと、そういう場合があるということですね。

本町では、令和5年度から補聴器購入の一部補助を始めていますが、このヒアリングフレイルに関する知識の周知も必要と思われます。高齢者の難聴について知識を習得するためにも、町内で講演会を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

岬町では、令和5年5月より聴覚機能の低下により、ご家族やご友人等とのコミュニケーションがとりにくい高齢者を対象に、ヒアリングフレイルを予防するとともに、生きがいづくりと、積極的な社会参加の促進を支援するため、補聴器の購入に係る補助制度を開始いたしました。

補聴器の購入に係る補助制度と併せまして、令和6年3月に策定いたしました高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画において、令和5年度に実施いたしました介護予防日常生活圏

域ニーズ調査、この調査は、要介護1から5の認定を受けていない高齢者を対象に、無作為抽出をして行ったアンケート調査になりますが、このアンケート調査で、加齢と聴力の関係についてお聞きいたしました。その結果、聴覚機能の低い人ほど外出を控える傾向が見られ、高齢になるにつれて、聴力が低くなるため、聴力のみが外出を控える原因とは言い切れませんが、その一因になっている可能性があるかと分析しております。その結果を踏まえ、聴覚機能の衰えによる閉じこもりなどを予防し、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促進することを目的に、聞こえのサポート事業を実施し、その一環といたしまして、ヒアリングフレイルについての普及啓発を目的とした講演会の実施に向けて、現在、計画を立てているところでございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ヒアリングフレイルというのは、本人が耳が聞こえにくいということなんですけど、これを放っておくと、本人がだんだん認知症に進行しつつある、していってしまうということなんですよね。その危険性がある。それも、本人が耳が遠くなってきている、聞こえにくくなってきているというのをはっきりと認識していない場合が結構多いということなんですよね。これは、家族にとってもいいことなんですよね。家族も、これはもう年やから仕方ないんやろうで終わらせているケースがほとんどだということです。しかし、これは早めに医療機関に受診して、治療なり、補聴器を使うなり、適切に対処すれば、本人も生活の質が向上しますし、また認知症が進行するというのも防げると、そういう大きな意味があるわけですよね。そういう意味では、今、おっしゃった講演会というのもぜひとも開催してどうかと思うんですよね。いいと思います。

ただ、その参加に関してですが、本人と家族が講演会に参加して認識を深めていくと、また新しく認識を持つということは重要ですけど、一方で、窓口対応など、住民と接する機会が多い役場職員も、これはぜひ知識習得のために講演会に参加できるようにしてほしいと思うんです。そういう配慮をして、この講演会を開催していただきたいということを併せて求めておきます。

また、補聴器購入費の一部補助についてですが、これは現状では、補助対象が非課税世帯に限られています。この補聴器購入費の一部補助については、他の議員が提案して実現したものでございますが、ヒアリングフレイル対策の一環として、非課税世帯に限るという条件を撤廃して、高齢者全体を対象とするように、また金額の見直しも含めた拡充はできないか、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

令和5年度に実施いたしましたニーズ調査では、耳の聞こえがよくない方で、補聴器を持って

いない理由に、補聴器は高額だからと回答された方が14.1%ございました。

補聴器の購入に係る補助制度につきましては、特に購入に係る負担感が大きい非課税世帯を補助対象として創設したところで、先ほどのニーズ調査の結果から、費用面で諦めてしまう人が少なからずあったことから、補助制度の必要性を改めて認識させていただいたところでございます。

ヒアリングフレイルの普及啓発の取組をきっかけに、多くの方に正しく理解してもらい、行動を変容してもらうことで、聴力機能の低い高齢者で補聴器を購入しようとする方も増加すると考えられますので、普及啓発の取組と併せて、補聴器の購入に係る補助制度の在り方も検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これは、高齢者の生活の質の向上、それから認知症へ移行するのを防ぐためにも、ぜひ前向きに検討することを求めていると思います。

そして、高齢者本人や家族が聞こえづらさや伝わりにくさというのを感じても、ではすぐに耳鼻咽喉科、医療機関を受診しようかということにはなかなかつながりにくいと思います。

そこで、簡単な質問に答えるだけで、自分の耳の聞こえ方を知ることができるアプリがあります。そのアプリを岬町ホームページに掲載して、活用してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただく前に、先ほどの答弁の中で誤った表現がありましたので、訂正をさせていただきます。

聴力機能の低い高齢者で補聴器を購入しようとする方も増加すると考えられますと答弁しましたが、聴力ではなく、聴覚機能の低下ということで訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

それでは、先ほどのご質問にご答弁させていただきます。

令和5年度に実施しましたニーズ調査では、耳の聞こえがよくない方で、補聴器を持っていない理由に、補聴器がなくても生活に支障がないと回答された方が76.8%ございました。また、多くの高齢者の方は、聞こえにくいのは年などで仕方がないなどと諦めている人もいて、治療や対策になかなかつながらないケースもあると言われておりますので、簡単に聴覚検査ができる機会があれば、ヒアリングフレイル対策にも有効と思われます。つきましては、アプリを活用してヒアリングフレイル対策を実施している自治体を参考に、実施に向けて検討してまいります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 このアプリは、みんなの聴脳力チェックというアプリなんですね。みんなの聴脳力、聴脳力の聴は聴く、傍聴の聴ですね。聴脳力の脳は頭、ブレインの脳です。力、みんなの聴脳力チェックというアプリ、これは無料で使えるそうです。大阪府内では、豊中市が導入していると聞いています。ぜひ参考にしてみてください。

次の質問に移ります。自転車の交通安全についてお聞きします。

道路交通法の改正によって、今年4月から自転車に乗るときには、ヘルメットの着用が全年齢に義務付けられました。これを受けて、私は昨年9月議会で、自転車用ヘルメット購入費の助成制度の導入を求め、今年4月から実施されています。

そこで、お聞きしますが、今年4月からの自転車用ヘルメット購入費助成制度の利用状況はどうなっているのでしょうか。答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

本町におきましては、自転車を利用する全ての方に対して、自転車用ヘルメットの着用が努力義務となったことから、自転車を利用する方のヘルメット着用を促進し、自転車事故被害を少しでも軽減するため、自転車用ヘルメットを購入された本町在住の方を対象に、本年4月1日から自転車用ヘルメット購入費補助金を実施しております。購入費補助金の額は、1人1個当たり2,000円を上限とし、ヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じた額を補助するものです。

利用実績につきましては、10月末現在となりますが、年齢を問わず58名の方が利用されており、住民の方々には喜んでいただいております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今年4月からの実施で、10月末現在で58人の利用実績があったということでした。

最近、町内で自転車に乗っている人を見ると、ヘルメット着用の方が増加傾向にあるように感じます。感じますが、それでも全体的にはまだまだヘルメットを着けていない人が多いと思います。

警察関係の資料によると、自転車乗車中に発生した死亡事故のうち、約7割が頭部の損傷によるもので、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人と比べると、その数は約2.2倍というデータがあります。

先日、淡輪でヘルメット未着用の方が自動車との接触事故で亡くなられるという痛ましい事故

が発生しました。本当に残念な思いです。

ヘルメット着用は、今はまだ努力義務ですが、近い将来、罰則付きへと改正されるかもしれません。

担当課においては、自転車を利用する全ての人の交通安全を確保するために、自転車用ヘルメットの重要性と、購入費助成制度を引き続き、住民への周知徹底をお願いしたいと思います。

先ほど、私は今年の4月に道路交通法改正が行われたと言いましたが、実は今年の11月1日、一月前にも道路交通法の改正がありました。自転車利用に関するものです。主な内容は、危険運転の罰則強化です。携帯電話を使用しながら自転車を運転するながら運転、このながら運転の罰則が強化された。また、酒気帯び運転についても罰則が新たに設けられました。これまで、このながら運転というのは都道府県の公安委員会規則で禁止されており、違反した場合の罰則は5万円以下の罰金でした。今までは自転車でながら運転、スマホで電話をかけながら、スマホの操作しながら自転車を運転しているのを摘発されると5万円以下の罰金だった。これが今回の改正法では、6か月以下の懲役または20万円以下の罰金になったと。懲役が6か月つくんですね。罰金も5万円から10万になったと。しかも、事故を起こした場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰則とさらに多くなっているんですね。これが11月1日、もう既に始まっているんですね。

また、酒気帯び運転については、これはもともと禁止事項として、酒気を帯びて、酒を飲んで自転車を運転してはいけませんよという禁止事項だったんですが、罰則の対象外だったということです。それが、今回から罰則がつきました。今回の法改正によって、新たに3年以下の懲役または50万円以下の罰金となりました。

酒に酔って自転車を運転して摘発されると、3年以下の懲役または50万円以下となります。また、飲食店など酒類の提供者や同乗者も罰則対象になると。酒を提供した飲食店、店あるいは個人宅、酒酔い運転をさせた、酒を飲ませた側、それから同乗者、ですから2人乗りとかですよね。これ、全く車と一緒にですね。自動車も、酒を飲ませた者、それから一緒に乗っている者も全部罰則がついていますよね。そういうふうに厳しくなったということです。

これも、警察庁によると、ながら運転の事故数は、携帯電話の普及によって近年急増していると。また、酒気帯び運転は死亡、重傷事故率が飲酒なしと比べると1.9倍高くなっていると、約2倍なっていると。酒気帯びで自転車を運転して事故を起こした場合に、死亡、重傷事故率、これが2倍になっているということですね。いずれも危険な運転であり、重大事故に直結すると認識すべきだと。

改正法では、2026年5月までにということは、来年が2025年ですから、再来年ですね。再来年5月までに自転車の交通違反に対して、反則金を納付させる青切符を自転車にも導入し、16歳以上に適用され、信号無視や一時不停止、傘差し運転なども取り締まるとしています。今までは、自転車に乗りながら携帯電話を操作していると違反ですよ、罰金5万円ありますよと言うものの、そんなに取締りはしていなかったんですよね。でも、これからは青切符を切ることですから、もうどこでも警察官に見つかって、警察官に止められたら、そこで切符を切られるということなんですよ。それを分かっていなかったら、どんどん切られていってしまうんですよ。しかも、16歳以上に適用されるというんですよ。信号無視、一旦停止、傘を差しながら運転すると、これも罰則になると。

16歳以上というと、通学で自転車を利用する高校生らも対象になると。このために、学校あるいは地域でも安全講習を受けられる環境づくりが必要になってくるのではないかと思います。この法改正の内容を知らない人も結構、まだまだ多いと思います。そういう意味も含めて、今回の法改正を含め、自転車の利用者全体を対象として、町内で自転車交通安全講習会を開催してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車運転における酒気帯び運転や携帯電話使用等の罰則規定などが設けられていることは認識しております。

これまで本町におきましては、春・秋の全国交通安全運動実施に伴い、住民の皆さまに交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図るため、泉南警察署、泉南交通安全協会主催による交通安全講習会を年2回実施しております。

今般、自転車運転に罰則規制が設けられ、厳しく道路交通法が改正されたことから、議員ご提案の自転車安全講習会の実施につきましては、交通安全の普及啓発を行う上で非常に有効な施策であると考えますので、講習会の開催ができるよう、泉南警察署に要望してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ちょっと聞こえなかったのですが、今回の自転車の法改正、今、10月1日とおっしゃった。11月やね。11月1日から法改正になったと。分かりました。

自転車は、大人にとっても子どもにとっても身近で、気軽に利用している乗り物だと。なので、ルールや安全運転に関する知識をしっかりと学べるように取組を進めることを求めて、この質問を

終わります。

次に、避難所運営についてお聞きします。

1995年の阪神・淡路大震災を経験したとき、私たちはこんな大災害を経験するのは一生に一度あるかないかの一大事だと思っていました。それがその後、2011年には東日本大震災、2016年には熊本地震が発生、2018年には北海道地震、そして今年、能登半島地震が発生し、いずれも甚大な被害が発生しました。

近年、警戒を続けている南海トラフ地震がますます近づいてきた感があります。いつ起こるか分からない災害ですが、だからこそ、いつ発生しても対処できるだけの備えが重要だと考えます。

ここでは、特に大規模災害発生時の避難所運営についてお聞きします。

初めに、備蓄品について質問します。

本町において、避難所の備蓄品は必要数を足りているのでしょうか。その種類や数量、保管場所をお答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 坂原議員のご質問にお答えします。

本町における食料・生活必需品の備蓄に係る考え方につきましてご説明いたします。

本町では、本町域における最大被害地震となることから、南海トラフ巨大地震を想定し、大阪府と大阪府内市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会において、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置付け、本町と府で1対1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄するものと定め、計画期間を令和2年度から令和7年度までとした本町の備蓄計画に基づき、11品目としております。

必要量は、南海トラフ巨大地震では3日分をそれぞれの避難所避難者数から算出した数量としております。

続きまして、重要物資11品目に係る必要量と、実際の備蓄量についてご説明いたします。

初めに、必要量を算出するための基準となる対象者数は、被災により住居を失い、避難所での生活を余儀なくされた方である避難所避難者数は3,456人を想定しております。この想定避難者数につきましては、平成26年1月に大阪府で開催されました第5回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、独自に算定されました大阪府域の被害想定について、こちらのうち岬町における想定数値を使用しているものでございます。

この数値は、条件といたしまして、南海トラフ巨大地震による津波発生を想定しており、使用されたデータといたしまして、全壊・半壊等、建物被害予測結果であるとか、断水人口予測結果

を用いまして、こちらから求められた津波発生から1日後の避難所における避難者数を用いております。

それでは、続きまして、この避難所避難者数に対する重要物資11品目確保の状況についてご説明いたします。

まず、食糧の必要量1万3,010に対しまして、備蓄量は1万4,176食で必要量を満たしております。高齢者食の必要量934食に対しまして、備蓄量は1,000食で必要量を満たしております。毛布は必要量3,456枚に対し、備蓄量は2,936枚で、引き続き確保に努めるものです。乳幼児粉ミルクまたは液体ミルクは、従来の粉ミルクからお湯で溶かす必要がない避難所での取扱いが容易な液体ミルクに切り替えており、備蓄量は291缶で、必要量を満たしております。

なお、液体ミルクは、保存年限が1年程度と短いものであるため、毎年度、ローリングストックにより確保に努めてまいります。

哺乳瓶は使用すごとに消毒が必要な従来のものに変えて、そのまま使えて、より衛生管理が容易な使い切りタイプに切り替えているところであり、今後、確保に努めるものでございます。

乳児小児用紙オムツの必要量1,037枚に対し、備蓄量は2,851枚で、必要量を満たしております。大人用紙オムツの必要量208枚に対し、備蓄量は553枚で必要量を満たしております。

簡易トイレの必要量5万1,840個に対しまして、備蓄量は9,600個で、引き続き確保に努めます。

生理用品の必要量1,011枚に対し、備蓄量は2,864枚で、必要量を満たしております。

トイレットペーパーの必要量600ロールに対し、備蓄量は720ロールで必要量を満たしております。

マスクの必要量1万7,500枚に対し、備蓄量は1万1,900枚で、引き続き確保に努めてまいります。

以上の重点物資11品目以外につきましても、備蓄品は500ミリリットルのペットボトル換算で1万8,881本、感染症予防のための衛生用品、避難生活でのプライバシー保護も兼ねました簡易テント363張り、身体への負担を軽減するための簡易ベッド295台なども逐次確保に努めております。また、必要量を満たしているものであっても、食料のように保存年限が設定されているものにつきましては、ローリングストックを行うことで補充に努めております。

なお、保存年限が近づきました食糧や飲料水は単に廃棄するのではなく、地域の防災訓練や町

のイベント等が実施される際に、住民が避難生活における食事内容を体験するための教材として有効利用しているところがございます。

これら本町が確保しております各備蓄品の保管場所につきましては、令和2年に坊の山に設置いたしました防災備蓄倉庫をはじめ、災害発生時に速やかに支援物資を避難者へ供給できるように、また備蓄品の保管場所が被災するリスクを避けるために、指定一般避難所である小中学校のご理解、ご協力の下、体育館や校舎内にスペースを借用しまして、分散備蓄のほうを行っております。

なお、令和2年度中に改訂いたしました令和3年度から令和7年度の5か年を期間とする備蓄計画につきましては、府の備蓄計画の改訂を受けて、計画期間途中ではございますが、令和7年度から令和16年度までの10か年を計画期間といたしまして、現在、改訂を行っているところでございます。

この次期備蓄計画におきましては、必要量の見直しに合わせて、災害発生時や、自宅や自動車など避難所以外への避難者、こちらを対象にすることを想定しております。また発災直後から災害対応に従事する職員等、保育所及び子育て支援センターにおける乳幼児等、学童保育における児童、幼稚園・小中学校における児童生徒につきましては、町独自の基準で食糧・飲料水等の確保を図るものでございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 大変細かくありがとうございました。

ここで、今、岬町人口約1万4,000人ということですけど、そのうち避難者数、想定が3,456人とおっしゃいました。なぜその数字になるのかと、そこら辺もきっちり算定根拠まで示していただきました。

今のお話の中では、避難者が3,456人を想定していて、食料などはとりあえず3日分が最低必要だということで、想定して食料などは確保していると。あとは毛布、簡易テント、それから簡易ベッドは引き続き必要数の確保に努めているということでした。

また、備蓄場所も坊の山、この役場の上のほうの山ですね、そこに町の防災倉庫というのがあります。そこに保管していると。それから、災害発生時に避難所となる小中学校、体育館に避難すると思いますが、その小中学校に一部、備蓄品も分けて避難しているということでしたね。それは、すぐに使えていいと思いますね。

また、費用については、大阪府と岬町で半分ずつ負担するということでした。これも聞いたことあるんですが、備蓄品によっては、例えば乳児のミルク、哺乳瓶辺りも、普通は哺乳瓶は瓶で

すから、1回使ったら洗うんですけど、災害発生時にはなかなか水もないので、もう洗わなくても使えるという使い捨てですよ、それが便利がいいということですが、使い捨てを買うと、府の補助が出ないとか、町独自でしないかとか、そんなのがあると聞きました。それも丁寧に備蓄をしていただいているということでした。

1995年の阪神・淡路大震災から約30年間で、5回の大震災が発生しております。その都度、避難所での避難生活の映像をずっと私たちは見てきています。見せられているといいですか、これはもちろん岬町住民にとっても同じことです。そんな大参事が来たら、こんな生活になるんやなとみんな見ていますよね。そういう住民にとっても、備蓄品についての関心が高いと私は思うんです。岬町で、一体どれぐらいのものを用意してくれているのだろうか。自分たちが災害に遭って、避難所に行ったときに、どれだけのものがあるのだろうかということで、皆さん、知らされていないと思うんですよ。そこで、岬町の備蓄は大丈夫だろうかと不安に感じている方もおられると思います。

お聞きしたいんですが、本町の備蓄品について、住民への周知は行っているのでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町では、毎年、タウンミーティングなどで、本町が災害用支援物資として備蓄しております物品につきましては、具体的な備蓄数など詳細までは述べておりませんが、代表的な品目といたしまして、アルファ化米などの食糧を坊の山の災害備蓄倉庫、指定一般避難所である小中学校で保管し、備蓄に勤しんでいる旨を説明させていただいております。

本年度は、地域が主体となって実施される防災訓練に参加・協力しました際には、本年元日に発生いたしました令和6年能登半島地震に関しまして、本町職員が現地で避難所運営の支援に従事した経験の報告を求められることが多く、また8月に発表されました南海トラフ地震臨時情報への関心など、本町住民におきましても、防災意識が高まっているように感じられます。

その際には、避難所生活を送るに当たっての個人が用意する日頃からの備えについてを主としてお話しておりますが、本町が備蓄しております支援物資の品目や保管場所につきましても、地域の避難所の説明と併せて行うように心がけております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 担当課の努力で、岬町にもこれだけの備蓄品がありますよということを住民に周知しているかという質問でしたが、答弁は、現状はタウンミーティングの参加者や防災訓練の参

加者にだけ知らせているということでした。ということは、住民の中のごく一部に限られているわけですね。備蓄品や避難訓練の模様などについては、もっと広く住民に周知すべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ただいまご指摘のございましたように、現在行っておりますPRにつきましては、地域の防災訓練などで直接に関わりを持った住民の皆さんへの情報提供が主なものとなっており、この活動につきましては今後も続けてまいります。

その活動の例といたしまして、先日、岬中学校におきまして、中学校教職員・生徒に加えまして、深日地区の住民の皆様も交えて行われました避難訓練では、参加者全員により岬中学校に備蓄しております避難所用テントや簡易ベッドを実際に組み立てる訓練を行いました。また、淡輪地区の住民の皆様とともに、地域単位で災害発生時にとるべき行動を時系列にまとめたコミュニティタイムラインを作成する活動を岸和田土木事務所の協力を得ながら取り組んでおります。

これらも合わせまして、10月以降に合計6回、地域住民の皆様と防災訓練を行っており、兼ねて情報の提供を行いました。

今後は、先ほどご指摘ございましたように、公式ホームページなどの媒体を活用した広報活動にも努めていきたいと考えております。

内容といたしましては、時期に合わせた防災情報の提供や地域の防災訓練の紹介などから始め、平時から住民自身による防災意識の向上につながるような内容を心がけてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 危機管理部門の活動というのは、台風、大雨などの警報発令時の対応や日常の避難訓練、各地区の自主防災組織の取組支援など、住民には見えにくい地道な活動が多いと思います。ですが、今後は岬町ホームページなどでの発信など、住民の防災意識の向上のためにも、もっと積極的な情報発信を求めたいと思います。

大きな災害が起きると浮上するのがトイレの問題です。能登半島地震では、各地で断水が発生し、水洗トイレが使えなくなった。ふだんどおり排泄できないと、健康被害にもつながります。

そこで、お聞きします。岬町において、避難所におけるトイレ事情はどのようになっていますか。お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えいたします。

防災に係る計画につきましては、大規模な災害が発生するごとに、以前の災害からは想定できなかった、もしくは想定をはるかに超えるような被害が発生し、そのたびに見直されてきました。これは、避難所運営についても同様でございます。

避難所として利用される建物につきましては、新たに設置を検討する際にかかる費用面の課題はもちろんのこと、設置場所も含めました長期的に取り組むべき課題があり、一朝一夕には解消には至りませんが、これに対しまして、災害用備蓄品につきましては、新規の品目の追加や数量の調整など、施設の見直しよりも比較的早い対応が可能となっております。

以前であれば、避難所生活における食料供給が優先的に考えられる風潮がありましたが、近年の大規模災害における避難所生活の状況が明らかになるに連れ、先ほどご指摘のありましたように、生活機能の改善、特にトイレなどの衛生事情の重要性について注目されるようになってきております。

本町では、以前から災害用備蓄品といたしまして、先ほどご説明いたしましたとおり、簡易トイレの備蓄に取り組んでいるところでございます。また、これまでも大阪府が示しました大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針についてに準じまして、本町の備蓄品の見直しを行ってきたところですが、本年2月の岬町地域防災計画改訂に伴う備蓄計画の改訂にも取り組んでいるところでございます。

見直し内容といたしましては、令和6年能登半島地震での避難所運営の経験も踏まえまして、災害用トイレの確保について重点的に行うこと、具体的には簡易トイレの追加備蓄と合わせて、洋式水洗の組立式トイレを町内避難所20か所に配置することを計画し、避難所生活における衛生面の向上に努めたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 避難所におけるトイレ事情として、簡易トイレの備蓄と、それから水洗洋式の組立トイレの配置を計画しているということでした。

これも新聞記事によりますと、災害時のトイレ不足が特に指摘され始めたのは阪神・淡路大震災から、このときは断水で、避難所周辺の庭や側溝に便が放置され、仮設トイレが設置されても行列ができてすぐには利用できない。しかも、高齢者や障害者には使いづらい和式が多かったということです。便秘や感染症の拡大で900人に上る関連死の一因になったとの報告もあると。これと同じようなことが、東日本大震災や熊本地震でも指摘されております。

トイレは、食料や医療品より後回しにされがちだが、人は食べることをある程度我慢できても、

トイレには1日最低5回は行くとのデータもあると。これは人の尊厳にも関わる一番大事な備えとも言うことができ、優先度を上げる必要があるという新聞記事がございました。

そこで、岬町において、トイレに関して、簡易トイレや組立式水洗トイレではなく、本格的なトイレを備えたトイレトレーラーやトイレカーが今回の能登では活躍しています。

先日、11月30日には、石破総理の所信表明演説がありました。その中では、地方創生をめぐって社会と経済の起爆剤とするため、交付金を当初予算ベースで倍増すると明言しています。自由に使える、そういう予算が今年よりも倍増されるというふうに総理が所信表明を言うています。そのような予算や、その他にも各種補助金を活用して、本町でもトイレカーというのを導入してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問についてお答えいたします。

トイレ等の衛生面での悪い環境につきましては、先ほども報告させていただきました令和6年能登半島地震におけます本町職員の避難所運営の際にも報告を受けているところでございます。

そして、ただいまご意見いただきましたトイレトレーラーやトイレトラックなどの災害用トイレカーにつきましては、令和6年能登半島地震において、上下水道が被災したことにより水洗トイレが使用できなくなったことに伴い、悪化した衛生事情の改善に活躍したことは報道にも盛んに取り上げられ、注目を集めたことは記憶に新しいところです。

代表的なものとしたしましては、一般社団法人助けあいジャパンが運営する「災害派遣トイレネットワークプロジェクト みんな元気になるトイレ」が挙げられ、災害時には自治体間で相互に支援し合う目的で、全国で23の自治体が、また大阪府内では箕面市、泉佐野市及び交野市の3自治体が参加している状況となっております。

これらトイレカーは、自走式または牽引により任意の場所へ移動できるという特性を活かして、所有している自治体から被災自治体への相互の救援制度があるなど、いざというときの住民の安心を担保することにもつながると考えております。また、トイレカーの導入につきましては、本町の政策会議におきましても取り上げられており、次期備蓄計画を見直すに当たり、先行して導入した自治体に問い合わせするなどにより検討を行いました。

まず、導入にかかる費用につきましては、高額ではあるものの、緊急防災・減災事業債の対象とすることができることや、ふるさと納税の制度を活用することで自治体の負担を抑えることは可能と考えられますが、導入後の維持管理に要する費用は自治体が継続して負担する必要があるとのことです。

次に、運用につきましては、当該自動車は特殊な用途であるため、他の公用車とは異なり汎用性に欠けること、仮に被災時以外の利用、例えばイベント開催時の臨時トイレとしての利用を考慮いたしましても、活用する場面が限定され、使用しない際の保管場所の確保が必要となること、またトイレカーの車種につきましては、現在、メーカーが提示しているものは、軽四自動車など自走できるタイプから牽引を必要とするトレーラータイプまで、それぞれ便器が1基のみの小型のものから5人同時に使用できる大型のものなどが選択できるようになっております。これらを運用するに当たり、準中型以上の運転免許を必要とする3トントラックベースの車種や、トレーラータイプの場合のように、運転手には牽引免許及び牽引する自動車が必要となるなど、車種によっては運用に必要な種類の運転免許を担当職員に取得させる、あるいは別途に運転手を確保する、または運行の委託先を確保する必要があるとのことでした。

さらに、トイレカーの利点であります車が停車できるところであればどこでも使用可能となる点につきましても、そもそも車両が通行可能であることが前提に想定されているため、本町における道路幅員が狭い地域や路面の被災状況によっては目的地に到達できない可能性もあります。

以上のことを踏まえ、本町といたしましては、さきにご説明いたしました簡易トイレ備蓄数の追加及び洋式水洗の組立式トイレを計画的に各避難所に配備していくことで、まずは量的な面での充実を目指し、避難所生活におけるトイレ環境の悪化を防ぐことを優先することとし、トイレカーの導入につきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えるものです。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 値段は高額でしょうね。トイレトレーラーとトイレカーというのがあって、トレーラーは自分でよう走れないですよ。だから、それを移動するのに引っ張る車も別に要するということですね、牽引する車がね。トイレカーというのは自分で走れると、自走式やと。けど、大きくなったら免許がまた違うかもわからんと、普通免許では運転できないかもわからんということですね。いろいろ乗り越えるべき課題はあると思います。

担当者からの答弁はそうでした。それも視野に入れながら、検討しながら、でも現実的には簡易トイレや組立式のトイレの数をそろえていきたいという答弁でした。

同じ質問を田代町長にもお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。トイレカーの導入についてお聞きします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんの質問にお答えします。

先ほどからお話を聞かせてもらって、必要性は十分認識をいたしました。

今後、とりあえず今、担当のほうではそういった組立式の洋式のトイレでいきたいということで検討を進めております。今後は、やはり国のそういう補助制度、そういったものがあれば、そういうものに乗っかって、いろいろ検討しながら、引き続き検討課題で置いていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これも、ぜひ前向きに検討することを求めます。

危機管理部門の災害発生時への備えは、平常時にはなかなか目に見える成果はありません。成果も評価もない努力かもしれませんが、いつ起こるか分からない災害への備えこそ、行政の使命であると考えます。引き続きご尽力をお願いして、私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

本日は、あと1名の中原議員の一般質問がございますが、少し休憩をしたいと思います。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「続行」の声あり)

○竹原伸晃議長 続行のお声をいただきました。

中原 晶君。

○中原 晶議員 運営上のことで、ちょっとよろしいですか。私があと1人、残すところの質問者ですけど、私は休憩ありでもなしでもどっちでもいいのですが、休憩動議、もし休憩が必要だという方がおられたら、それは最優先されるべきことなので、そういう方がおられるようなら、ご遠慮なく休憩はとっていただいたら結構かと思いますが、全体が早く終わるということも大事ですので、どちらでも結構ですので、お決めいただければと思います。

○竹原伸晃議長 ちょっと長時間にわたってきますので、トイレ休憩はいかがかなと思っています。議員の皆さんもしかりですが、理事者の皆さんもどうかなと思っています。ごいまして、お諮りしたのですが。

トイレに行かれる方は、各自出ていっていただくということで、対応させていただこうと思います。

それでは、会議を続行いたします。

次に、中原議員でございますが、一般質問で使います補助資料を議員及び理事者の皆様にはメールにて配付させていただいておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様には配布しております傍聴者用資料をご参照ください。

それでは、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

10月27日、投開票で行われた総選挙では、国民が自民党の裏金問題への批判から与党過半数割れという歴史的な結果を生み、国民の願いを実現できる新しい政治情勢が進んでいます。

現在、行われている臨時国会では、企業団体献金の禁止、政策活動費の廃止など、国民の声が政治を前向きに動かそうとしています。自民党だけが反対し、維新の会も消極的な選択的夫婦別姓や時給1,500円の実施、大学の学費引き上げ、103万円の壁と注目されている課税最低限の引き上げなど、国民の願いが実現できる可能性が大きく開かれています。

日本共産党は、国民と共に作った新しい政治プロセスをさらに前に進めるために、全力を尽くす決意であります。

本日は、昨日から強行されたマイナ保険証の問題と、来年に迫った小中学校の万博遠足について質問いたします。

初めに、マイナ保険証について質問いたします。

9月議会でも質問をし、12月から今の保険証が使えなくなる、病院にかかれなくなるという誤解を払拭するための周知を求めたところであります。

9月議会の答弁では、マイナンバーカードをお持ちでなかったり、マイナンバーカードを保険証とひも付けを行っていない方につきましても、引き続き変わらず医療機関のほうについては受診することができますよということをより分かりやすい内容で周知を実施していきたいというふうに考えておりますと答弁をいただきまして、国民健康保険証と同封された書類については、一定の努力が図られたと認識をするところであります。

私は、国民健康保険に加入しておりますので、確かにこういう書類が、同封いただきまして、そこに大きめの字で、保険証の有効期限についてということで、新しい保険証の有効期限は令和7年10月31日までですと太字も使って記載をされています。それから、裏は、保険証は令和6年12月2日以降も有効期限まで引き続き使えますというふうに、答弁どおり、努力をいただいたのかなど。分かりやすいかどうかはちょっと微妙に思いましたが、そういう努力は図られたと感じているところです。

それと併せて、有効期限終了後、マイナンバーカードを取得していない、または取得していても保険証利用登録を行っていない方には、申請によらず資格確認書を交付しますので、これまでの保険証と同様に医療を受けることができますという説明についても丁寧に記載がされておりました。よかったなと私は思っていました。

ところが、今日は私、質問の最初に文句を言わなければならない事態が発生いたしました。

皆さん、お手元に岬だよりの12月号が届いたと思います。この中で、11ページに、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証についてのお知らせが載ってます。そこに「現行の保険証は新たに発行されなくなります」という大きい字が書いています。それから、「マイナ保険証をご利用ください」と書いています。これは一体どういうことかなと私は思って、まずこれを聞かなあかなと思ひまして、初めに質問をさせていただきます。

私は、前回の一般質問で、政府はさっき言ったようなことを一生懸命宣伝していました。現行の保険証は新たに発行されなくなります。マイナ保険証をご利用ください。これをあちこちで宣伝して、私はこのことを脅迫まがいやと、欺瞞的やというふうに文句を言ったわけです。それなのに、また12月の岬だよりで脅迫まがいの文章を書かれていると、でっかい字でというふうに私は思っているのだけれど、私の前回の質問をどういうふうに聞いていただいたのかなと。何でこんな岬だよりの表現を用いているのか、このことについて、まずお答えをいただかなければいけないと思っています。お願いします。

○竹原伸晃議長 これは、通告はされておられますか。

○中原 晶議員 通告はしていませんが、手を挙げたから、答えてもらったら。それなら、文句だけ言っておきましょうか。言いつ放しでもいいです。

○竹原伸晃議長 そうですね、一般質問なので、通告制度をとっております。ご理解いただきたいと思ひます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 分かりました。それなら、ちょっと一方通行の文句というようなことになりましたけど、私は非常にこれ、憤慨しました、12月の岬だよりを見て。また、これ、政府と同じことと言っているやんと。これももちろん12月の議会だよりは、原稿の締切りとかあると思うのです。ちょっと早めに締切りなどがありますね。それは分かっていますが、さすがに私の9月議会の質問のことで後でしたでしょう、締切りはね。確かに、議会だよりの締切りのときは、まだ政府も今のような態度に変更はしておりませんでした。ですが、ちょっとこれはさすがにひどいなというように思ひましたので。

こんなの読んだら、住民の皆さんで国民健康保険とか後期高齢者医療の保険証を持っている人はまたびびりますやんか。また窓口に、もう使ええなくなるのという電話が殺到するようなことを自分達でやっているというふうに私は言っておきたいと思ひます。

そうしたら、通告に基づいて、質問しますね。

直近の利用率をお聞きしたいと思います。国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれのマイナ保険証の利用率をお示しいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の国民健康保険被保険者数につきましては、10月の時点で3,275名。

○中原 晶議員 利用率だけで。

○松本しあわせ創造部理事 利用率だけでいいですか。国民健康保険のほうにつきましては、利用率は10.7%でございます。全国の利用率も今分かりますが、そちらも申し上げさせていただいてよろしいですか。

あと、後期高齢者医療被保険者のほうですが、こちらのほうの利用率は6.1%となっております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ありがとうございます。これは、ちなみにいつ時点かという、10月時点ですね。10月時点のマイナ保険証の利用率をお聞きしました。

前は、9月議会のとき、6月時点のことをお聞きしまして、国保はちょっと下がっているけど、後期はちょっと上がっていると。全国の平均の利用率で言いますと16%弱ですので、ちょっと岬町は利用率が低い状態にあると。私は、別に利用率の高さは一向に気にしてないのですが、それで、今、確認をさせていただきました。

前の議会で申し上げましたが、5月から7月利用促進取組集中月間というのを設けてられていましたがね、マイナ保険証の利用者を増やそうという企みがあったわけですが、その後も相変わらず利用者はあまり振るわないという状況のようであります。

それで、今日は2枚、資料を用意いたしました。

さっきご答弁はいただけませんでしたが、マイナ保険証に関わる周知に関わって、文句を言わせていただいたところです。それに関わって、資料の1枚目の上半分をご覧いただきたいのですが、総選挙が終わって、10月29日、政府広報として新聞各紙に広告を掲載したということで、黄色い背景がありまして、うさぎのマイナちゃん、ご存じですね。マイナちゃんが2枚の証券を持って、にこっと笑っています。「まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。」と、私、この表現もちよっとあまり好きじゃないのですが。「これまでどおりの医療を、あなたに。」って、そんなの、当たり前のことを何を上から目線で言ってるんですかとちょっと思いましたが、それも国の責任ですから、これまでどおりの医療を国民皆保険制

度の下で提供するのとは当たり前のことですが、これまでとは180度違う広報を始めました。

本文もちょっと読んでみましょうね。

「今年の12月2日に現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も、申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は有効期限まで最大1年間利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。」というふうに、今までと全く違う広報内容に変わりました。こういうところに選挙結果が現れるんやなと。それは石破総理も、総裁選の前にはマイナ保険証に不安な人が多かったら、マイナ保険証だけではなくて、健康保険証もそのまま続けてよろしいん違いますかというようなことを言うてはりましたからね。ただ、総裁選が終わってからは、また態度が変わりましたがね。そんなことで、選挙の結果というのは大きいのだなと感じているところであります。

ただ、政府の広報はましなものに変わったとはいえ、この広報の一番下の2行、「診療履歴に基づいたよりよい医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。」、ちょっと控えめになりましたが、相変わらずマイナ保険証への誘導をしたいという姿勢は変わらないという状況にあります。

それで、続けてお尋ねするのは資格確認書についてです。さっきから資格確認書という言葉は何回も出てきています。私も、前回の議会でも資格確認書についても少しお尋ねをいたしました。

資格確認書という言葉はまだなじみがないと思いますが、要は、今の保険証と同じ役割のものです。ですから、病院に行ったら、それを見せれば、保険証と同じように普通に医療が受けられるというものです。

実際、どんなものなのかなというのを皆さんにもご覧いただこうと思って、資料の1枚目の下半分に付けています。下半分の右側に2枚、よく似たものが掲載されておりますが、上側が保険証というふうに私たちが普段呼んでいるものです。被保険者証というのが正式名称なんですね。

その下側に、資格確認書がプリントされています。ぱっと見た感じ、ほとんど同じやということがお分かりいただけると思います。どこが違うのかというと、赤い楕円で丸している部分が違うんですね。上のほうは、被保険者証と書いています。下の方は、資格確認書と書いています。それ以外は全て同じです。ですから、これが私らが今持っている保険証が切れたら、マイナ保険証にしていない人にはそういう一部分だけが違うものが送られてくると。ぱっと見て、また保険証が来たと思っていただけるものだなと。そういう意味では、なかなかよう考えられているような気もするんですけど、これは、なぜこんなものが出回っているかといいますと、これは神奈川

県の川崎市で大変お気の毒なことに、保険証を送ろうと思っていたのに、資格確認書を間違えて送ってしまったと、一部の国保の加入者にということが10月に発生しまして、それでニュースで取り上げられたので、こういうふうに見ることができる状態になったと。同じようなことが川崎市でも発生しました。

これは、見た目が同じで、役割も同じと。そんなのやったら、なぜわざわざ資格確認書なんか作るんだという話なんですがね。ほんまに川崎市にしろ、静岡市にしろ、担当者は気の毒だと。あとは委託を受けた業者さんなんかにとっても気の毒だと思いますが、マイナ保険証というよく分からない制度を持ち込まれたために、こういう苦勞をさせられているということになるのかなということを改めて感じているところです。

それで、資格確認書について質問をさせていただきます。

来年の一斉更新時ですので、後期高齢者の皆さんは7月の末、国保の方は10月の末までに対象の方、要は、マイナ保険証を持っていない方に資格確認書を送るということだと思います。それで、具体的にはどんな作業が行われるのかについてお尋ねしたいと思っています。

2点、お答えいただきたいと思うんですが、一つは、資格確認書の対象者の確認はどのように行われるのか。それから、実際の実務として封入封緘作業、封筒に印刷物を入れる、それでのり付けするという作業ですね。それは誰が行うのか。その2点について、お答えをいただこうと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　中原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

まず、国民健康保険のほうの一斉更新時の作業ということでよろしいでしょうか。

国民健康保険の一斉更新につきましては、資格確認書の対象者の絞り込みですが、今、もう既に12月に入りまして制度自体が始まっておりますので、資格確認書の対象者と、あとマイナ保険証のひも付けをされている方というのは、ある程度の中間サーバーのほうとの連携で確認ができる状態となっております。

一斉更新の基準日というか、来年の10月末で切り替えという形になりますので、その時点で、資格確認書の対象者というのは、中間サーバーからのデータで確認をすることができますので、その方に対して資格確認証の発行事務も行うということになります。

国民健康保険のこれらの送付準備といたしまして、対象者の方にこれらを全てお送りをさせていただく作業というのがございますが、現在、本町におきましては、封入封緘作業につきましては業者のほうに委託をさせていただいております。ただし、返ってきてから中身の確認は、職員

でさせていただくという形を取らせていただいております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと細かいことを聞くのですが、封入封緘作業のことを聞きまして、業者に委託しているとお答えがありました。それで、業者に委託して返ってきて、中身の確認を職員がする。その職員がする確認というのは一体何ですか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

職員が確認するというのは、厳密に送付先とかが間違っていないかどうか最終チェックのことになります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そうしましたら、のり付けされたものを見て、外から、窓から大体、住所と名前が書いてあるから、それを確認するということですね。そのときに、先ほどおっしゃった資格確認書の対象者に漏れなくその人たちに送るように、全てあるかどうかを点検すると、そういうことでしょうか。分かりました。ありがとうございます。なるほど。

中間サーバーで確認すると。いつもだったら、全ての加入者に送ると。中原さん家に山本さんのが届いてはいけないけど、とにかく全員に送るという作業をやったのが、その中でマイナ保険証にしていない人だけに送るということになるわけですね。

その中間サーバーでの確認ということですが、これは対象者が必ず漏れなく送る対象だということがタイムラグなしに確認できるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

中間サーバーとの連携につきましては、基本的に、その資格の情報のやりとりというのが基準日が決まっております、おおむね大体月に1回程度という形になっておりますので、本町で資格確認書の対象者を確認できるのが一斉更新の作業をする一番直近の情報という形になるので、その時点で資格確認書の対象者になっている方については全てうちのほうで把握ができるということになりますが、その作業をした以降に対象になった方については、個別で、例えば会社を退職されたので加入をしましたとかという方につきましては、もうその都度、確認をしていくしかないという状況になりますので、基準日までの分については確認をできるということになります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 前回も強調して確認したことですが、私はマイナ保険証の事実上の強制で、国民

皆保険制度が守られないという不安を感じています。それで、前回も一瞬たりとも無保険の人は発生しないのかということを行いました。それで、それに対する答弁は、ぼんやりした答弁でした。絶対に一瞬たりとも無保険の人は生みませんという答弁ではありませんでした。

それで、今、お聞きしても、改めてよく分かりましたが、基準日というのがあって、中間サーバーで確認できるのは月1回だけと。そのときにマイナ保険証を持ってない人ということは分かるから、その瞬間の人たちに対しては資格確認書を全員に送るが、基準日以降に何かがあっても、それは送れない。その人たちは、自分で申請をするということがなければ無保険状態になってしまうと、そういうことでよろしいんですか。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、基準日に確認ができない方というのが、こちらで考える内容ですけれども、保険の資格が切り替わった人がほとんどかなと。資格が切り替わったり、例えば住所が変わられて、転入をされてきたとか、逆に転出をされたとかという方については、基準日の時点では確認ができないという可能性はあると思います。ただ、こういう方に関しましては、今までの制度上でもそうなんですが、その時点で、実際に資格が切り替わってますよというのが、ご本人さんにお届けをいただくことができますので、お届けいただいた時点で、その旨をご説明をさせていただいて、改めて追加でお送りをさせていただいたりとかという話を窓口でさせていただいておりますので、極力漏れのないように作業をさせていただいていると思っております。

○竹原伸晃議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　前回の議会でも、漏れなく送るように努めたいとおっしゃってました。今も同じことを聞きました。もちろん頑張ってくださいたいと。どえらいときにどえらいところに配属されてご苦労やなというふうに思いますが、ご尽力いただきたいと思います。

今、会社が変わったとか、引っ越ししたとか、そういうことをおっしゃいました。もちろんそういう方は、基本的にはご自身で窓口に行って事情を説明してということで、そのときに資格確認書を受け取れるという可能性があるわけですね。私が一番心配しているのは、マイナ保険証の有効期限切れなのです。5年間ですね。特に、自分は気がつかないと。マイナカードに自分で、マジックで有効期限が分かるように書いて貼ったらいいのですが、書いていなくて、マイナポイント2万円もらうときにカードを作った人、それからひもづけした人、たくさんいてはるわけですね。そういう方々が、自分の資格がオンライン上は確認できない状態になっていることを知らずに、申請をし損ねて無保険状態になるのではなかろうかと、それが一番気になってい

ましてね。こういう人たちが、実際には恐らく2025年から発生し始めるであろうというふうに思いますので、そういうケースも含めて、よく気をつけていただきたいと思います。

今のやりとりで、一瞬たりとも無保険状態を作らないと。特にご本人にとってということですよ。保険というのは、どこに入っているかというのは本人は分からなくても、基本的に国民皆保険ですので、切り替わったと同時に別の保険に入っていることにはなっているわけですね。だけど、保険証という類のもの、マイナ保険証であってもいいし、保険証でも資格確認書でもいいんですけど、いわゆる手元に形のある保険証の類のものが無いというのは、本人にとっては無保険なんですよ。だから、そういう状態を一刻たりともつくらないようにしていただきたいと思います。ということを言っておきたいと思います。

やはり、今日話を聞いても、本人にとっての無保険状態が生まれる可能性は大いにあるのだなということがよく分かりました。

それで、マイナ保険証での受診がこれから増えていく傾向が出てくると思うのです。既に、12月に入ってからマイナ保険証を使う方というのは増えてきておりますので、そのことを考えると、それに伴うトラブルも増えていくのです。既に、マイナ保険証を利用されてのトラブルというのはものすごくたくさん発生しているんですが、そのときのことをちょっとこれから聞いていきたいと思います。

マイナ保険証で受診したときに、カードリーダーの操作がうまくいかなくても、医療費が10割負担になることはありませんと政府は宣伝しています。これは、実際に窓口でトラブルがあって、10割負担をさせられた患者が全国的に発生しているからなんですよ。その批判があって、批判にさらされないように、こんな宣伝をしているのと違うかと私は思いますが、10割負担にならない。これ、非常に大事なことです。だけど、それはほんまに実現されるのかというのがもう一方で心配になっているところです。

この10割負担にならない、カードリーダーとかでトラブルがあっても10割負担させられない。それはどのように担保されているのか、ご説明いただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今現在も、マイナ保険証でお医者さんにかかられている方はいらっしゃると思いますが、何らかの事情でカードリーダーが使えないとか、資格確認ができない状態であっても、その他の方法を使って資格確認を行うというふうな対応をするということになっております。

まず、受診される方ご自身が資格情報を提示することができる状態、いわゆるスマートフォン

を操作してマイナポータルを表示することがご自身でできる方につきましては、マイナポータル内に保険証のひも付けが済んでいるというのが確認できる画面がございますので、そちらを提示していただくという方法で、医療費負担を従来の負担でかかっていたかどうかという方法が一つあります。

あとは、マイナ保険証と併せて、マイナ保険証をお持ちの方に対しましては、資格情報のお知らせというものを送りさせていただくことになっております。そちらをマイナ保険証と併せて医療機関のほうで提示をしていただくことで、その方の負担割合を確認することができますので、それでお医者さんにかかっていたかどうかということになります。

あと、その他細かいお話になりますが、かかりつけ医にかかっている場合に限られるかと思いますが、過去の受診情報が医療機関のほうでレセプト請求に必要な内容を確認することができる方につきましては、本人確認を行うことで、従来の負担でお医者さんにかかっていたかどうかが可能となります。

それ以外に、例えばそのときにマイナ保険証が読み取れない、それ以外の、今、お配りをさせていただいている保険証もちょっとお持ちじゃないという場合につきましては、マイナンバーカードに被保険者資格申立書というものを添えて出していただくことで、従来どおりの負担割合でかかっていたかどうかということとするなど、できる限り10割負担にならないような対応をしてくださいということで、今、医療機関のほうに政府のほうで周知をされているかと思います。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 説明を聞いている皆さんも、頭がこんがらがっているのではないのでしょうか。ややこしいですね。マイナ保険証の導入がなければ、こんなややこしいことにならなかったんだがね。

今、カードリーダーの機械でうまく読み取れない場合、資格確認ができない場合の方法についてご紹介をいただきました。

それで、最後におっしゃった資格の申立書ですが、これは、もうあまり時間もないし、べらべらしゃべっている場合でもないのですが、あまり実効性がないですね。何か資格申立書という紙を渡されて、あなたの分かる範囲で分かるところを書いてくださいって言われるわけなのですよ。名前や住所は分かりますよ。だけど、自分が入っている保険組合の名前、どこですか。私やったら岬町の国保って分かりますけどね。あと、あなたの負担割合はいくらですか。そんなの覚えていない人もいますね。そんな紙を出されても、医療機関はまた確認するのに手間どるわけですよ。

先ほど、4種類のその他の方法で、資格を確認する方法をご説明いただきました。それで、一番最後に、できる限り10割負担にならないようにということをおっしゃいました。できる限りではだめなんですよ。政府も一生懸命、10割負担になることはありませんと言っているけど、松本理事がおっしゃるように、これはできる限りということに現場ではなると私は思います。そんなことになったらいけないのですが、もう何もかもマイナ保険証のせいだと私は思っていますけどね。

それで今、説明の中で資格情報のお知らせという言葉が出てきました。資格情報のお知らせは、お配りしている資料の2枚目です。2枚目のほうで、これは協会けんぽのホームページから拝借してきたんですけど、資格情報のお知らせというのが既に協会けんぽの加入者には送付をされております。こんなものが、マイナ保険証の人にだけ送るという決まりに岬町ではどうか、市町村国保ではそういうふうになっているんですが、マイナ保険証お持ちの方にだけ資格情報のお知らせというのが届くらしいです。この資格情報のお知らせというのは、岬町の国保ではいつ送られるのかということをお聞きしておこうと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　中原議員のご質問にお答えをさせていただきます

今現在、本町の国民健康保険の方全てに来年の10月末までお使いいただける保険証をお配りさせていただいておりますので、マイナ保険証でも、今、お手持ちの被保険者証でもお医者さんのほうにかかっていたことができる状態になっております。ただ、今、お持ちの保険証が切れるのが来年の10月末、後期の方については7月末になるんですが、その時点で、マイナ保険証のひも付けが終了されている方に対しては、資格情報のお知らせということで、負担割合が確認できるものをお送りさせていただくという形になります。

○竹原伸晃議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　来年の有効期限が到来するまでに、マイナ保険証の人、マイナンバーカードを持つとって、資格情報のひも付けをやっている人ですね、保険のね。その人たちには、その時点で送るということで、来年の一斉更新は大変ですね。

さっき確認したとおり、私みたいにマイナ保険証を持ってない人には資格確認書というのを漏れなく送らなアカんと。それで、もう一方で、同じ時期にマイナ保険証の人には資格情報のお知らせというのを送らないといけないということですね。これについても、漏れなく送らないといけないと思いますが、また、ある時期の中間サーバーで確認した、そのときに確認した情報に基づいて送るということなんやろうなと思うので、これについても、もしかしたら漏れる人がある

かもしれないということに加えて、このお知らせについては、見てもらったら分かるのだけど、下のほうに「このお知らせのみでは受診できません」と書いているのです。これは、だから資格確認書とは違うね。

資格確認書は、保険証とほぼ同じやと思ったらよろしいですよ。保険証と同じように使ったらいいいし、役割も同じやし、見かけもほとんど同じやし、病院の窓口での作業も一緒ですが、この資格情報のお知らせというのは、マイナ保険証がうまいこと使われないときに、補助的なものとして一緒に持ち歩いといてくれというものなので、これはややこしいなと。資格情報のお知らせだけ持って行っても、受診もできないということになってしまうわけですね。もうほんまにややこしいことがいろいろ持ち込まれて、国保の担当課はほんまにもう事務が煩雑やし、患者にも医療機関にもデメリットだらけと思います。

さらに、混乱やとかトラブルは今後増えていくだろうと思っているのですが、ただ、そこではり患者の受診券、受診の権利、それを守るのが市町村国保の責任であるということだと思えます。

それで、一つ、提案ですが、さっき言った資格情報のお知らせですね。これはカードリーダーでうまいことマイナンバーカードを読み取りできないときに、その人が入っている資格、どこの保険に入っているか、割負担かというのを調べるためのものだ言いましたが、ただ、これでは受診はできない、お医者さんにはかかられない。これだけ持って行っても、10割を今日は払ってくださいと言われるわけですよ。ですので、さきにご紹介をした資格確認書、これは保険証と同じですよ。だから、確実に医療を受けてもらえる、その権利を保障するために、マイナ保険証を持っている人も含めて全員に資格確認書をお送りする、これが一番安全だと私は思います。この提案について、いかがお考えかお聞きしたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 皆様にお諮りします。時間が5時を回りそうです。一般質問の途中でありますが、本日の会議時間を都合により延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。続きをさせていただこうと思います。

それでは、再開で。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

加入者の方全員に資格確認書を発行するのはどうかというお話でございしますが、資格確認書におきましては、医療機関でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状態

にある場合に交付するものであるということで、12月2日付施行の国民健康保険法第9条におきまして、被保険者が電子資格確認を受けることができない状態にあるときに資格確認書を交付することとされております。被保険者が電子資格確認、これ、いわゆるマイナ保険証のことになりますが、受けることができない状態にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められないということで、国からの見解が出ております。

マイナ保険証を保有している場合につきましては、マイナ保険証の利用による受診をしていただくことになるかと思えます。ただ、マイナ保険証の運用開始が今週頭からということになりますので、従来の保険証の新規発行廃止が施行されて間もない状態でありますので、今後の対応につきましても、改めて整備される可能性もあるかなというふうに考えますので、保険証としましては、先ほど議員がおっしゃられたように、全ての被保険者の方が切れ目なく、安心して医療機関に受診できるよう対応する必要があるかなとに考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、通知があったみたいな話されましたね。国からかな。それは、いつ頃ありましたか。覚えてますか。また後で教えてください、調べて。

さっき、私、協会けんぽは全ての加入者に資格確認書を送付していると言いました。そうしたら、協会けんぽは何かまずいことをしているのかなということにもなりかねませんし、そういうふうに国は市町村の国保や後期高齢をしばって、いかにしてマイナ保険証を持たせるかというか、マイナンバーカードを持たせるかということなんですけどね。執念を燃やしているというところだと思いますが、先ほど来、申し上げているとおり、一瞬たりとも無保険者をつくらないということのために、岬町としてもよくご検討いただきたいと思えます。

実際に、自治体の国保で、全員に資格確認書を送付しようかという方針を持ち始めているところもありますので、何が一番大事か。加入者の命と健康ですよね。ですので、そのことを肝に銘じて、事務を行っていただきたいと思えます。

もう時間がないですわ。今日は二つしか質問しないから、余裕やと思ってたのですが、教育のことをまきましようね。

まだマイナ保険証のこと、最後に1個聞きます。

マイナ保険証のひも付け解除について質問をいたします。

私、さっきから資格確認書がいいって言っていますでしょ。保険証と同じやから、それを持つとくのが一番いいということを言っているのだけれど、それをもらおうと思ったら、さっき聞いたところ、マイナ保険証の人は資格確認書を発行できませんと国から言われていますという答え

でしたね。もらおうと思ったら、マイナ保険証のひも付けを解除したらもらえます。解除の仕組みも、既に運用が開始されているようですので、どんな手続をすればよいのか、教えてください。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

マイナ保険証の利用登録の解除の申請ですが、利用登録の解除をされる場合につきましては、加入されている保険所のほうに届出をしていただく必要がございます。そちらのほうで、保険証の利用登録の解除申請書というのがございますので、そちらをご提出いただいて、これは本町の国民健康保険の担当の事務の処理の仕方になるんですが、それをいただいた段階で、その方は今、その時点では何も医療証的なものをお持ちじゃない状態になってしまいますので、資格確認書を即時で発行させていただくということをする必要があります。ただ、利用登録の解除につきましては、実際、その方がマイナ保険証をお持ちなのか、資格確認書の対象なのかというのは、基準日をもって確認をするという形になっておりますので、月に1回ということですが、利用登録の解除につきましては、一応、日時である程度、処理をすることができますので、大体1週間程度あれば、利用登録の解除がされたというのが確認できるようになります。

○竹原伸晃議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　もう説明が難しいんですよ。加入されている保険者に申請する。私らはよう聞き慣れているけど、一般の方は、こう言われたら、加入されている保険者って何となると思うから、岬町の国保に入っている人は国保の窓口でと言われたらよろしいですよ。分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

資格確認書が欲しい人は、ひも付けを解除したらもらえるということで、マイナ保険証のひも付けを解除するには、国保の方も後期高齢の方もわざわざ窓口に行かないといけないという問題がありますが、マイナンバーカードに保険情報をひも付けるのはめっちゃいろんなやり方があって、めっちゃ簡単やのに、そして役場に行かなくてもできるのに、解除だけはわざわざ役場の窓口へ行ってやらねばなりません。そして、その紙には被保険者等記号番号、枝番も含め、全て正確に記載してくださいとかね。あとは、解除を希望する理由を書いてくださいというような欄もあったりして、何かほんまに解除させたくないのだなと。これは国が作ったやつでしょう。もうほんまに国はしつこいなと思いついて見せていただいておりますが、時間もありませんので、そろそろマイナンバーカードについての質問を終えたいと思いますが、国民皆保険、それから加入者の受診券、命を守る責任を果たしていただきたいということを求めて、この質問は終えたいと思います。

万博遠足について質問します。ただ、残り時間が極めて少ない状態ですので、私の聞いたことにだけ教えてください。

6月議会で、このときも残り時間がなかったのです、古橋教育長。残り時間少ない中で教えてくださいました。

そのときも十分お聞きできなかったのですが、そのときから半年たちまして、分かってきたことも出てきているでしょうし、小中学校の万博遠足は来年度に迫っておりますので、改めて質問をさせていただきます。

まずお聞きするのは、各学校が遠足で万博に行くのかどうか。行くなら、その時期はいつか。お答えください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

小中学校につきましては、万博遠足には参加することになっております。

行く時期につきましては、4月から10月の間につきましては、比較的混まない時期を選んで、また、ほかの学校行事もありますので、そこも見計らって年間計画を立て、参加したいと考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 参加することになっている。4月から10月というと、結構暑い時期が含まれていますね。

いくつかお尋ねします。時間に限りがあるので、聞きたいこと全部は聞けませんが、暑い時期だということで、熱中症の対応のことを聞いときましようかね。

私も、質問に先立ちまして、防災基本計画と防災実施計画というのを万博協会が発表されていますので、それには目を通させていただきました。個人的には、突っ込みどころ満載の中身やなと思って見させていただいてますが、暑い時期が含まれるということを考えますと、熱中症への対応が非常に不安だと感じているところです。

前回の議会の質問でご答弁いただきましたが、早期に解決すべき問題があるとして、府下の市町村教育長の連名で大阪府の教育長に緊急要望書が提出されたということがご紹介いただきました。その中でも、熱中症が心配だという記述はありましたが、これについての対応は何か示されているのでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

先ほども議員がおっしゃっている基本計画、防災実施計画が9月に策定され、その中でも猛暑のことも記載されています。

熱中症対策といたしましては、入場ゲートの十分なレーン数を確保及びパビリオン入館予約制の導入をすることにより、待ち時間の短縮、またマイボトルの給水器やウォーターサーバーの設置、ミストシャワーや冷却ファンの設置、屋内や日陰になるエリアを設置、熱中症対応が可能な医療スタッフを配置されることを伺っております。また、そのようなことも記載されておりました。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 近年の気候危機を考えると、今、おっしゃったような対応で本当に子どもたちの安全が守れるのかなというのは、私は率直に言って心配に感じています。

4月13日から10月13日という184日間なのですね。昨年、この時期に30度以上の真夏日と言われている日は92日間ありました。期間全体の半分、2日1回ということになるわけですね。子どもたちを危険にさらさないでほしいなと思っています。

残る時間で、もう少しお尋ねします。

移動手段の確保についても、不安要素ということで書かれていました。

岬町の子どもたちは、どのようにして万博会場へ行くということになっているのか。それから、併せて、バスで行くとしたら、その停留所から会場入口まで約1キロあること、小学校低学年には厳しいというふうに緊急要望書にもありました。この点について、バスで行くとするならば、どのような対策を講じるのか、お聞きしたいと思います。

併せて、バスだとしたらなのですが、渋滞が心配なのですね。この点についても、どんな対応がとられると語られているのか、お聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 中原議員のご質問にお答えします。

移動手段につきましては、本町立小中学校は万博への移動手段として、2025大阪関西万博への学校単位での招待事業事務局が手配する貸切バスを希望し、11月に割付結果の連絡が学校にありました。移動手段については、バスで行かせていただきます。

駐車場から会場入りまでの移動についてはどうなのかというご質問にお答えさせていただきます。

バス乗降場から西ゲートまでの移動については、小学校低学年及び支援学校生の負担軽減に向けた取組を博覧会協会において、現在のところ、検討中であると聞いております。

交通渋滞につきましては、すみません、今、調べているところでございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 もう言っている間に今年という1年も終わって、そして次は今年度というのが終わって、来年度に入ってしまうということになろうかというのに、早く示してもらいたいですね。検討中、調べているところ。

私、今日はほかにもいっぱい聞きたいことがありましたが、多分、いろいろ聞いていくと、検討中と聞いていますとか、調べているところですよという答えがほかにもいっぱい聞かれるのかなって思っています。ちょっと時間がないので、もう今日のところはお聞きすることができません。また別の機会にというふうに思いますが、改めて確認ですが、もし万が一の事故が発生した場合、責任は誰が問われるのかということになると、学校長ということになるわけですね。ですので、責任が問われるようなことはないようにしていただきたいと思うし、学校行事というのは学習指導要領の解説でも、安全確保が大前提になっているということを肝に銘じて取り組んでいただきたいということを言うて、私の質問は終えたいと思います。またお話ししましょう。

○竹原伸晃議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で本日の一般質問は終了とします。

以降の一般質問は、2日目に行うことといたします。

これにて、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は明日12月4日、水曜日、午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。
お疲れさまでした。

(午後 5時13分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年12月3日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 谷 地 泰 平

議 員 谷 崎 整 史